

令和元年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和元年11月7日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】ただいまより、令和元年度第 5 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願いいたします。

事前に郵送でお送りした資料ですが、「新宿区立新宿スポーツセンターにおけるトレーニングルーム登録申込書の盗難による個人情報の流出について」から資料 3 2 までの資料、それから情報セキュリティアドバイザー意見一覧を送らせていただいております。

また本日、大変恐縮でございますが、机の上に 2 種類置かせていただいております。1 つは特記事項、右の肩上に「新宿スポーツセンターとの協定に付した特記事項」、これは次第の（1）に関連する資料になります。

それからもう 1 種類が、「指定管理者における個人情報保護対策の適正履行の確保に向けた対応について」というクリップどめの資料一式でございます。こちらは（3）の報告案件の資料になります。事前にお送りができませんでしたことをお詫び申し上げます。

資料については以上となります。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は資料の要点を説明していただいた上、必要に応じて補足をお願いいたします。

まず、「新宿区立新宿スポーツセンターにおけるトレーニングルーム登録申込書の盗難による個人情報の流出について」であります。ご説明の方は資料を確認の上でご説明ください。

【総合政策部長】総合政策部長でございます。初めに、この 9 月に新宿スポーツセンターにおきまして、個人情報に記載されましたトレーニングルームの登録書が盗難されたことに対しまして、利用者の皆様方、関係者の皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

この事件を受けまして、区といたしましては、スポーツセンターの個人情報保護対策を改めて確認するとともに、管理運営体制の強化を図りました。このスポーツセンターは、指定管理者制度が導入されております。現在、区の 9 6 の施設で、スポーツセンターと同様に指定管理者制度が導入されており、緊急にこれら施設での個人情報保護対策の実施状況を確認するとともに、区が行う立入調査が適正に行われているかどうかも確認いたしました。

本日は生涯学習スポーツ課より、今回の盗難事件とスポーツセンターにおける再発防止対策についてご報告をさせていただき次第でございます。

また、今回の事件を受け、指定管理者制度全般につきまして、総合政策部において行政管理課、それから個人情報については区政情報課で所管をしておりますので、総合政策部といたしましても、区全体の指定管理者制度における適正な個人情報保護対策に努めてまいりたいということで、ガバナンスの強化を図っていくという意味での説明をさせていただきたいと思えます。

初めにスポーツセンターの所管課から説明をさせていただきます。お願いいたします。

【地域振興部長】地域振興部長です。ただいま総合政策部長からもお詫びを申し上げましたが、今回の事故を引き起こした直接の担当部であります地域振興部の部長として、私からもお詫びを申し上げさせていただきます。

この度は、こうした重大な事故を引き起こしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。後ほど担当課長より詳細をご報告申し上げますが、9月20日、22日と区民の方から通報がありまして、新宿スポーツセンターを確認しましたところ、トレーニングルームの登録申込書2,348枚が盗難に遭い、外部に流出したと事業者から報告を受けたところでございます。

9月25日には新宿警察署に被害届を提出し、現在捜査を進めていただいております。また、こうしたことについて、区のホームページで公表させていただきますとともに、捜査資料の返却を受けました476名の方については、直接お詫びのお手紙を出させていただいたところでございます。

今回の盗難による個人情報の流出については、当審議会に報告を行い、そしてご了承をいただいたことが、指定管理者としてきちんと守らず、また区として十分な監督責任をしっかりと果たしてこなかったということが最大の原因であると、私自身、担当部の部長として重く受け止めております。

ご心配をおかけしましたスポーツセンターのご利用者の方に対しては、引き続き、誠実に対応してまいるとともに、二度とこうした事故を起こさないようにしっかりと取り組ませていただければと考えております。この度は誠に申し訳ございませんでした。

それでは、担当課長のほうから詳細の報告をさせていただきます。

【生涯学習スポーツ課長】重ねてお詫び申し上げます。大変申し訳ございません。

資料に基づいて、事件の経緯、今後の対応策についてご説明させていただきます。

本日お配りしている資料は、「新宿区立新宿スポーツセンターにおけるトレーニングルーム登録申込書の盗難における個人情報の流出について」というものと、別紙1のトレーニングルーム登録申込書、それから別紙2-1として、新宿区のホームページで区民の皆様にお知らせ

をしたもの。別紙2-2は新宿スポーツセンター指定管理者が利用者の皆様にホームページでお知らせをしたもの。別紙3-1は第2報、続報という形で、区のほうからホームページでの登録申込書の盗難について追加でお知らせをしたもの。そして、同様に別紙3-2という形で、新宿スポーツセンター指定管理者からの続報という形で、追加情報をホームページでお知らせをしたもの。最後に別紙4は、これまで審議会にご報告をしていた項目と、それらについて指定管理者、それから区のほうでの運用状況を表の形にまとめたものとなります。

それでは、情報公開・個人情報保護審議会資料のほうにお戻りください。1ページ目の1番、盗難にあった資料、(1)の資料名ですが、ただいま別紙1でご覧いただきました書式の「平成28年度・平成29年度新宿区立新宿スポーツセンタートレーニングルーム登録申込書」が、実際に盗難にあったものとなります。こちらにつきましては原本のみで管理しておりまして、写しですとか電子媒体という形での保管は全くしておりませんでした。

(2)件数でございます。こちらは、平成28年度、平成29年度の2年間で全登録件数が2万4,758件ございました。実際に現場で指定管理者と我々も立ち会って一緒に確認をした結果、そのうちの1,348件が盗難・紛失しているという状態を確認しております。こちらは登録番号という形で番号管理をしておりますので、その番号で抜けている番号を全て照合し、1,348件足りなくなっているということが判明しております。また、そちらに注釈で書いてございますが、盗難にあった1,348件のうち、区民の方のご自宅のポストに投函されていたものが522件ございました。

それから(3)記載されている個人情報といたしましては、住所、氏名、生年月日、それからこちらに記載のとおり項目でございます。

資料2をご覧ください。発覚の経緯は、先程地域振興部長からも若干触れさせていただきましたが、去る9月20日、22日の両日に、区民の方から、このトレーニングルームの登録申込書がご自宅のポストに投函されているという通報を区のほうにいただきました。

この通報を受け、区から新宿スポーツセンターの運営管理を行っております指定管理者に連絡をして、ただちに調査を指示いたしました。区としても現場に急行いたしまして、一緒に確認いたしましたところ、こちらに記載がありますように、事務室内に段ボール箱に梱包した状態で保管をされていたのですが、その段ボールが、ガムテープで封をしてある部分が外された痕跡があり、管理責任者の許可なく開封されているというような痕跡も認められ、中に梱包されていた2年分の申込書の束、2万5,000件弱の申込書を全て確認したところ、

1,348枚がなくなっているということが確認されました。正式に指定管理者から区へ盗難

にあったという報告があり、新宿警察署に盗難による被害届を提出しました。

3の盗難発生後の対応です。9月25日に、区から新宿警察署に被害届とともに、通報のあった区民の方から回収した登録申込書476枚を捜査資料として提出しました。

その翌日9月26日には区のホームページ、それから新宿スポーツセンターのホームページで、区民の皆様に登録申込書盗難について、別紙2-1、別紙2-2のとおり、お知らせを第一報という形でさせていただきました。

その後、報道機関のほうにも、この盗難事件についてプレスリリースという形で連絡をさせていただきました。それに対するお問い合わせは9件、区民の方からは4件、報道機関からは5件ありました。

お問い合わせの内容といたしましては、実際のこの盗難の状況の詳細が分かりづらいというもので、お問い合わせには、事実の経緯をご説明するとともに、そのほかの申込書については厳重にスポーツセンターのほうで施錠管理をしていること、ほかの個人情報についてもすぐに確認したところ、流出している事実はないことを、ご説明をしているところでございます。

その後、10月9日に、新たに区民の方から、同様にご自宅のポストにトレーニングルーム登録申込書46枚投函されているというご連絡を区のほうにいただきました。早速、同様にこの46枚も区に返却をしていただき、警察署に追加の捜査資料という形で提出をしたところでございます。

10月28日には再度、区のホームページ、それから新宿スポーツセンターのホームページで、その後の状況という形でお知らせをいたしました。新宿警察署から最初に提出をしていた登録申込書476枚が返却をされ、こちらの登録申込書にご連絡先等が記載されている登録申込者476名の方に、直接郵便でお詫びと事態の説明の文書をお送りしたところでございます。

こちらの文面が、別紙3-1と3-2という形で、別紙3-1が区からのお詫びのお手紙とご説明のお手紙、それから別紙3-2が新宿スポーツセンターの指定管理者からのお詫びとご説明のお手紙を同封したものです。

こちらのお手紙が届いた区民の方から、6件お問い合わせがあり、経緯のご説明したところでございます。

この盗難発生後、新宿スポーツセンター内の厳重に施錠管理ができる、普段は閉鎖されている書庫のほうに、盗難にあったもの以外の登録申込書2万3,410枚について、11月1日に区に引上げをいたしました。ただいま区の保管庫で厳重に保管をしていますが、今後、警察の調査状況も踏まえた上で、速やかに適正に処分をしていく予定でございます。

別紙4、個人情報保護審議会の報告事項と登録申込書の管理状況等の表をご覧くださいませうでしょうか。この表の左側の欄が、個人情報保護審議会へこれまでご報告、そして了承をいただいている事項を列記してございます。右側のほうにそれぞれの指定管理者、区側の、実際の運用状況について、表にまとめてございますので、そちらをご説明させていただきます。

まず、指定管理者としての個人情報保護対策という形で、表の中段にございます。まず運用上の対策で、1の「取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出する」という左側に書いてございます項目について、右側の指定管理者による管理状況というところでは、この取扱責任者は実際には新宿スポーツセンター副館長、それから取扱者は新宿スポーツセンターの常勤職員となっておりますが、この名簿については、区に提出がされていなかったという状況にございました。

それから2の「提供された情報」、これは個人情報ですね。利用者の方から収集している個人情報は、施錠できる金庫（キャビネット）で保管する。こういう項目に対しましては、右側の2番のところ、今回盗難にあった平成28年度・平成29年度の登録申込書については、これは収集の目的が書いてございますが、①トレーニングルーム使用に当たっての注意事項の確認で署名をいただく。②救急搬送等緊急時の連絡先をスポーツセンターのほうで確認をしておく。③「紛失した際」、これはトレーニングルームの登録カードというものを発行しているのですが、このカードを紛失した際の再発行のときのための本人確認に使用するという目的で申込書の提出をお願いしていたものでございます。こちらの手続につきましては、平成30年の4月から事務手続を見直して、申込書の提出をいただかないように申込書なしで説明をした上で、確認をとった上で登録カードを発行するという形に変更しておりました。そのため、この平成28年度・平成29年度は、実際に運用手続として使っていたときには施錠のできるキャビネットで保管していたのですが、平成30年度から使用しなくなったということで、キャビネットから事務室内の段ボール箱に移し替えた状態で、ガムテープで封をして保管しているという状況にございました。その辺が個人情報保護対策として適切ではなかったという状況でございます。

それからまた左側の個人情報保護審議会への報告事項3、「個人情報保護法等の関連法令ならびに構成団体の個人情報保護管理規程に基づき、指定管理者独自のマニュアルを作成し、新宿区の個人情報保護条例と合せて遵守することにより万全の措置をとる」という事項についての対応でございますが、右側の表の3、区との基本協定に定めているこの個人情報の適正な収集や管理の事項に加えて、共同事業体を構成する株式会社東京アスレチッククラブの個人情報管

理規定及び個人情報フローに基づいて実際には行っていたところなのですが、このトレーニング登録申込書の取扱いにつきましては、施錠できる保管庫での保管という項目について守られていなかったという状況にございました。

それから、表の下段になります。区側の状況です。同様に、区の監督状況ということで表の右下の欄をご覧ください。まず1の指定管理者と締結する基本協定書に、個人情報についての取扱いの特記事項という形で付記をして、協定を締結していたところがございます。しかし、その2のところ、取扱責任者、それから取扱者の名簿を区のほうに提出をさせていなかった。こういう状況にございました。

それから3と5のところにつきまして、あわせてなのですが、平成28年度・平成29年度につきましては、この指定管理者の個人情報の取扱いに関する実態調査については怠っております。区側でこの指定管理者の個人情報の取扱いについての確認というものを怠っております。平成30年度につきましては、業務全体の履行状況の確認の中で、個人情報の取扱いに関する聞き取り調査は行っていたのですが、現地の立入調査というところまでは実施しておらず、区側の対応も十分ではなかったという状況でございます。

それから4のところでございますが、4番では区との基本協定に加えて、共同事業体を構成する指定管理者の個人情報管理規定及び個人情報フローに基づいて行うことを個人情報保護のルールとして整備させていたところがございます。

6のところ、この指定管理期間が終了した前指定管理者の指定管理期間満了に伴う個人情報の取扱いに関しては、区のほうに返却を受けて確認をした後、区として廃棄処分をしていたところなのですが、今回の盗難の案件の場合、指定管理期間中に使用しなくなった個人情報の資料の取扱いについては指定管理者と区の間で明確な取り決めも確立されていなかった。こういう状況で、指定管理者側の規定では指定期間の終了まで保管するというような形になっていて、区として回収を予定していなかったという問題も明らかになったところがございます。

以上がこちらの表にまとめた内容でございます。また冒頭の資料の4のところに戻っていただきまして、別紙4の表をまとめる形で、(2)に「本件盗難を発生させた主な要因」という形でまとめさせていただいております。

第一に、この新宿スポーツセンターの管理規定及び事務フローに違反する形で、事務室そのものはもちろん施錠できる部屋ではあるのですが、指定管理者のスタッフであれば誰でも出入りができるような状態の中で、15か月間の期間にわたって、ガムテープで梱包した段ボール箱で保管をしていた。こういう状況がまず要因として挙げられます。

2番目としては、区といたしましても業務実施状況の確認について行ってはいたのですが、個人情報の管理、保管状況の確認、立入調査など、十分に実施していなかった実態がございました。

3番目、区と指定管理者との間で、先程も触れましたが、使用しなくなった個人情報資料の取扱いについてのルールが明確に確立されていなかったため、この登録申込書を速やかに返却させなかった。これらのことが、段ボール箱での保管状況を生み出してしまった要因として考えられます。

最後になりますが、5の今後の対応ということでございます。(1)で「トレーニングルーム登録申込者」の方に対する今後の対応ということでは、現在、まだ新宿警察署のほうに追加で提出している46枚の登録申込書がございます。こちらが返却され次第、速やかに、前回お知らせしたのと同様に、直接郵便でお詫びとお知らせをさせていただきます。それから、また新たに今後登録申込書が区のほうで回収できた際にも、同じように直接お詫びとお知らせを行っていく予定でございます。

指定管理者の対応としては、まずアといたしまして、再発防止に向けて指定管理者に以下のような取組みを実施させてまいります。

まず、1番目といたしましては、外部専門講師による個人情報の取扱いに関する研修、これまでも実施しているところではございますが、より強化した形で、回数を増やし、本当に職員1人1人に徹底して実施をする方向で指示をしていきたいと思っております。共同事業体を構成する東京アスレチッククラブのほうで規定しております個人情報保護管理規定、それから個人情報フローに基づく取扱いのルールを全職員に徹底させていく。まずこちらの取組みを働きかけてまいります。

2番目に、外部の第三者機関による指定管理者の個人情報保護の仕組みの検証、今の規定、やフローが適切であるかどうか、第三者の専門機関のようなところに依頼をして検証を実施するというのも取り組んでいきたいと思っております。

イといたしまして、区による取組みとして以下の取組みを行ってまいります。この指定管理者が個人情報を収集する書類全件のリスト化というのを改めて実施いたします。どういうものをどういう形で収集をしているか。

それから、指定管理者と区の間で行っております月例報告会ですとか、そういう打ち合わせの場を、これまでも区役所で行ったり現地で行ったりしていたところですが、現地で開催をすることと、それにあわせて現地における個人情報の管理、保管状況を実際に区側も実地におけ

る点検を実施していく、こういう仕組みをつくってまいります。

それから年度末や、指定管理期間の終了時の個人情報の区への引上げを徹底してまいります。実際に指定管理者側からも、この事故の経緯の報告と今後の再発防止対策の報告というものを区に対しても提出していただいておりますので、そちらにのっとって実施していきたいと思っております。

冒頭で総合政策部長からもお話がありました、区全体としても今回、指定管理者における個人情報の取扱いの仕組みの見直しというものを検討してまいります。そういうものも踏まえた上での対応をしていきたいと考えてございます。この一連の事件の発覚後、個人情報保護対策の適正履行に向けて、指定管理者と区が一体となって全力で取り組んでいるところでございます。今回の事件を受け、この指定管理者への何らかの処分というものも、区として検討していきたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

【会 長】まず、今日机上配付された特記事項というものはどういう関係のものですか。

【生涯学習スポーツ課長】別紙4の一覧表の中でも触れてございましたが、区と指定管理者の間で基本協定を取り交わしてございます。その協定の中に個人情報の取扱いに関する特記事項というものがございます。それを本日、机上配付させていただきました。この中にも個人情報の取扱いで施錠されたキャビネット、保管庫での保管ですとか、個人情報取扱責任者、取扱者の名簿を作成して提出する、そのような規定がございます。

【会 長】今までのものと変更になったわけではないわけですね。

【生涯学習スポーツ課長】そういうことでございます。あらかじめ取り交わしてあったものでございます。

【会 長】分かりました。新宿区立新宿スポーツセンターというのは、どこにあってどういう施設ですか。全く分からないので説明してください。

【生涯学習スポーツ課長】場所といたしましては、都立戸山公園の中に位置するのですが、まず住所といたしましては、大久保3-5-1で、都立の戸山公園の中に新宿スポーツセンター、単独の施設として立地している施設になります。

【会 長】建物がそこにあるというのは分かりましたけれども、どういうものですか。

【生涯学習スポーツ課長】地上5階までございまして、バレーボール、バスケットボールですとか、そういうものができるような大体育室、それからちょっと小さな小体育室が設置されています。

【会 長】区の施設ですか。

【生涯学習スポーツ課長】区立の施設でございます。3社共同の事業体ですが、指定管理者として選定をして管理、運営を行っている施設でございます。

【会 長】トレーニングルームというから、何か小さい、ワンフロアくらいの施設を、そのビル全体を管理している人を指定管理者に選んでいるのですか。よく分らないです。

【生涯学習スポーツ課長】指定管理者は、この新宿スポーツセンター全体を管理している事業者になりまして、そのスポーツセンターの中にトレーニングルームという、例えばウエイトトレーニングをしたりですとか、自転車をこいだりする、運動するフィットネスジムのような形の部屋がございます。そちらをご利用いただくための登録申込書というものが、今回盗難にあった個人情報の資料ということになります。

【会 長】ということは、その新宿区立新宿スポーツセンターが指定管理者に指定されているのだと思うのですがけれども、そうすると、そこはこれ以外の名簿もいっぱい持っていますね。

【生涯学習スポーツ課長】いろいろな教室を開催するときの申込書、そういうものもございます。そういうものについても今回、管理状況を確認させていただきまして、このトレーニングルームの申込書以外につきましては、個人情報とは適正に厳重に管理されているというのを確認しております。

【会 長】分かりました。

それでは、今までご説明を受けたことについて、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

木もと委員。

【木もと委員】大体の概要は今、ご説明をいただいたので分かったのですがけれども、しっかりまとめていただいている中で、3点あると思うのですがけれども、今後の対応として、1つはやはり現在の指定管理者へのこれからの対応です。最後のところで厳罰化を含めてというようなお話もあったのですがけれども、そういうこともしっかりやっておくのも必要かなと思うところと、また1つは、ほかの指定管理者のところの現在の個人情報の管理状況についての確認は行ったのかということと、あと、またそこへの徹底がしっかり、ルールに関してももう一度徹底も必要だと思うところがあるので、それを行ったのかということです。最後にもう1点、被害当事者への対応ですね。現在、判明のあったところには手紙を送ってということです。これも判明次第等々ありますけれども、例えば手紙を見ない方もいらっしゃるのかなと思うところで、さらなる対応も必要なのではないかと思うところもあるのですが、そのあたり、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

【会長】今の中に、指定管理者一般の質問があったのですけれども、これは3番目の議題で扱うのではないかと思います。今議題に上がっているのは新宿スポーツセンターのトレーニングルームの盗難事件に限定していただき、この盗難事件についての内容とか対策とか、それに関連する今後の問題と限定していただきます。済みませんが一般論は後にしていただいて。回答もその範囲で構いませんので。お願いします。

【生涯学習スポーツ課長】この指定管理者への処分につきましては、今後、区としてきちんと検討をしてみたいと思います。我々が所管している他施設の状況につきましては確認をしております。

それから、利用者への対応という形で、先程ご説明が不十分だったのですが、ホームページ等では今回盗難にあった1,348件の番号を一覧の形でお知らせをしております。ただ、原本のみで管理しておりましたので、申込書原本がないとご連絡先が分からない状況でございます。この登録番号のみで1,348件につきましてはお知らせをしております、その番号を見てお気づきの方が、お問い合わせが来るという可能性は一応あるとは思いますが、現在のところはございません。

また、スポーツセンター現地で、館内掲示という形で、今回の一連のお知らせの掲示板への張り出しや、トレーニングルームの中に掲示をしているところなのですが、ご利用者の方で直接お問い合わせに来られたというのは現在のところはないのですが、ホームページ、あるいは館内掲示という形でお知らせをしているところでございます。

【木もと委員】区として、できる限りの対応をこれからもしっかりと行っていただきたいと思えます。以上です。

【会長】藤原委員、どうぞ。

【藤原委員】大事な個人情報が出てしまったという、重大な事件が起こっているということなので、これは再発防止を徹底的にしなければならないと思います。やはり再発防止を徹底的にするためには、なぜこういう事態に至ったのか、なぜこういうことが起きてしまったのか、なぜ防げなかったのかということを確認するべきだと思っておりますが、もろもろお聞きしていると、結局立派な規定をいろいろつくったけれども、それが事実上守られていなかったということと、個人情報審議会に対しても報告はされていますけれども、その内容が事実上真実と一致しない、言ってしまうと、嘘の内容を報告していたということになっていたのかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】規定上、個人情報は施錠できるキャビネットで保管という部分につ

いて、守られていなかった。事務室自体は施錠管理をして、夜間も施錠した状態で管理をされているということではあるのですが、実際には事務室に出入りできる人間が簡単に手に触れられる状況にあり、認識が甘かったと言わざるを得ません。今後、徹底的に改善してまいります。

個人情報保護審議会への報告に関しましては、この項目と業務についての報告はされておりました。ただ、その中で、この後、別件の追加報告もあるのですが、今回の事件発覚後の調査を通して、届けの漏れていた項目もありました。この機会に発覚したものがありますので、この後、それについての報告もさせていただきます。

今後、区全体としても、先程も申し上げましたように、個人情報の取扱いの仕組みの見直しというものを行ってまいります。その中で、今まで曖昧になっていた施設ごとに、あるいは指定管理者ごとにまちまちであったような対応についても統一的な対応を図っていただけるように、区全体としても仕組みを見直してまいりますので、それに則って、しっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

【会 長】いろいろご説明がありますけれども、絶対的にこれなんだという対策は何ですか。言葉なんかいっぱい書いてあるのではなくて、再発防止策として、今度はこれをやります。もう絶対起こりませんというのは何ですか。

【生涯学習スポーツ課長】まず、規定の遵守ということは絶対だと思いますので、それを現場の職員1人1人への徹底は必ず必要になってくると思います。それと、区側の確認です。

【会 長】いや、そんな並べてどれかに当たっていますということを知っているのではなくて、絶対にこれを守らせます、これで大丈夫ですというものはないのですか。

【生涯学習スポーツ課長】このルール of 徹底ですね。

【会 長】最も優先順位の高いものだけ1つ挙げてください。

【生涯学習スポーツ課長】個人情報の取扱いに対するルールの徹底です。

【会 長】そんなルールというものは今までもあったもので、誰もルールを知らないわけではないだろうし。徹底というのはどういうことか知りませんが、毎日誰か、区の職員が毎日行ってリストにチェックしているとか、そういうものならそれで構いませんけれども、そういう具体的な再発防止策の決め手は何ですか。

【生涯学習スポーツ課長】指定管理者、それから区側の遵守状況の確認をしっかりとやっていきます。

【会 長】だから、毎日行くのですかと聞いたのです。

【生涯学習スポーツ課長】現段階では、月例報告会で、必ず確認をいたします。

【会 長】 どういう確認方法をとるのですか。

【生涯学習スポーツ課長】 現地に行って、区の職員も現地で打ち合わせを行った上で、個人情報の管理、保管状況の確認をその場で、区の職員が目視確認をいたします。

【会 長】 確認って、どういう項目、ルールっていっぱいありますよね。何項目あるのですか。

【生涯学習スポーツ課長】 これも全件リスト化いたしますが、個人情報の書類ですとか、個人情報の書類の保管状況というものを、現地で確認をする仕組みをつくります。

【会 長】 その項目を、まだつくっていないのですか。

【生涯学習スポーツ課長】 はい。これは今つくっているところでございます。洗い出しを行っておりますので、それに基づいて確認を行ってまいります。

【会 長】 どれくらいの項目をつくるつもりですか。

【生涯学習スポーツ課長】 今、この個人情報保護審議会にも登録をしている項目の、帳票の単位で、書類の実際の資料の単位でリスト化をいたしますので、その保管状況を毎月確認するという形をとります。

【会 長】 それは、誰がどれくらいの頻度でやるつもりなのですか。

【生涯学習スポーツ課長】 区側の担当者が現地に打ち合わせに行った際に、毎月行っておりますので、それを実施してまいりたいと思っております。

【会 長】 それでは、それはきちんと審議会に報告してもらわないといけないですね。

【生涯学習スポーツ課長】 はい。

【会 長】 それは、ほかの指定管理者も全部そうするのかどうかは問題ですけれども、とりあえず、このような事件が起こったところについては徹底的な対応が必要です。先程の話ですと1か月に1回、区の職員が現場に行って、相手の担当者と、何項目か知りませんがリスト化された全てをチェックし、確認するということですよ。

【生涯学習スポーツ課長】 そうです。

【会 長】 それを審議会に報告してください。

ほかに何かありますか。では、藤原委員。

【藤原委員】 事前に課長とお話しした際に、区で個人情報の取扱いにかかわる留意事項の確認等、汎用的な基準というのもし庁舎内で全て持っているということと、マニュアルもきちんと作成されているということです。逆に、既にある程度立派なものできているのに、それが守られなかったという状況であれば、会長がおっしゃったような、さらに立派な基準をつくっても、

果たしてそれが守られるのか。それを担保するものは何かということが問題であると思うのです。どうして今回、こういういろいろな基準があるにもかかわらず、指定管理者のほうでは守られなかったし、区のほうでは監督ができなかったのかという、そこをお聞かせいただきたいのですけれども。

【会 長】どうぞ、ご説明ください。

【生涯学習スポーツ課長】確かに、基準があって、確認事項というのはあらかじめありました。ただ、それを今までは単純に聞き取り調査の状況でしか行っていなかったという実態がまずございます。現地で、実際の状況を目視での確認はしていなかった。ヒアリングのみでチェックをしていたというところはまず改善しなければいけないと思っています。こちらにつきましては毎月、現地での確認というものを実施していき、実行性を担保したいと思っております。

【藤原委員】これからルール改善の道が進んでいくのだと思うのですけれども、やはりマニュアルを作り、遵守するということを約束しても、それが実際に行われなければ絵に描いた餅ということになってしまうと思うのです。具体的な管理のことについてもお聞きしたいのですが、平成28年・平成29年にはキャビネットにしまわれていた。それが平成30年に、個人情報の一部収集をやめてから段ボールに移したというような話になっています。これは指定管理者側で、やめたものに関しては段ボールでも良いという判断をしたわけですが、その根拠はどこに当たるのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】段ボールでも良いということではないのですが、まずそれをきちんと書庫に保管するのか、区に返却するのか、その辺の規定が確立されていませんでした。まず指定管理者側では、少なくとも指定管理期間中は保管する必要があります。書庫に移す前に、事務室内に一時的にこの段ボール箱で保管し、それがそのままになっていたことが不適切であり、今回の要因の大きなところだと思ってございます。きちんと施錠管理のできる書庫に移されていれば問題なかったのかもしれませんが、それが事務室内にそのままになっていたということが、大きな原因だと考えております。

【藤原委員】結局、鍵がかかる部屋であれば、鍵付きのキャビネットと同等の扱いをしていると指定管理者が認識をしていたということですよ。

【生涯学習スポーツ課長】同等とは言えないということは、指定管理者側も認識していると思います。ただ、事務室内ですので、職員の監視の目があるという意識はあったのだと思います。誰でも外部の人が入ってこられる場所ではないという認識はあったと思いますが、ただ、事務室ですので、関係者であれば出入りができますので、必ずしもセキュリティとして万全ではな

かったという認識はあったと申しております。

【会 長】これは、平成30年3月31日までの受付分の過去分ということですよ。現在、登録してトレーニングルームを使っている人たちの情報は出なかったのですか。

【生涯学習スポーツ課長】平成28年度、平成29年度は申込みをしていただいておりますが、平成30年の4月からは書類の提出なしで登録カードは発行しております。

【藤原委員】平成30年度になって収集をやめているということですが、そうすると、収集をやめても運用できているということです。平成28年度、平成29年度段階でも、そもそも集める必要がなかった情報なのではないかという気もするのですが、その辺のお考えをお願いします。

【生涯学習スポーツ課長】当初は、注意事項の確認、それから先程申しました、例えば救急搬送された場合のご連絡先など、カード再発行のときの手続のために、当初は必要という考えで、この申込書を出していただいております。ただ、それをなしでもやっていけるように、事務を改善したというものです。もともと無意味に収集していたわけではなく、緊急連絡先など、必要だと思っていたところですが、それを途中で見直したというものです。

【会 長】これは、要らないものを置いていたからこんな事故が起こったので、これを早く引き上げておけばこんな問題は起こらなかったということですか。

【生涯学習スポーツ課長】区のほうに引き上げるか、あるいはスポーツセンター内で厳重に保管すべきか、明確化しておくべきだったということで認識をしております。

【会 長】保管期間が定めていなくて、永久保存だったのですか。今のような状況だと、これは要らないでしょう。

【生涯学習スポーツ課長】使用はしておりませんでしたので、実際にはもう処分されていてもよかった状態です。ただ、区のほうで引き上げるというような規定ですとか、そういうものははっきりされていなくて、適正に処理されなかったという状況です。

【会 長】要するに、要らないものを持たせてあったからこんなことが起こった。ほかのいろいろなことを考えればきりがないけれども、本件だけで言えば、事業が終わって、その年度ごとで登録させたのでしょから、要らないものをわざわざ保管していたから、こういう事件が起こったということではないのですか。

【生涯学習スポーツ課長】確かに使用しておりませんでした。不要な個人情報をそのまま保管していたという状況でございます。

【会 長】いつ返してもらおうか分からないまま、個人情報を保管させていた。返してもら

ことになっていたのですか。

【生涯学習スポーツ課長】通常ですと指定管理期間が終了した令和2年度に、区のほうに返却を受けます。

【会 長】では、事業が終わるまで、年度で要らなくなっても、それが10年の事業だったら10年間、そういうものを持たせるということになっているのですか。

【生涯学習スポーツ課長】指定管理期間は5年でございますが、5年間は指定管理者のほうで保管するというのが、今、指定管理者側の規定でそうになっておりまして、区側のほうにそれを使用しなくなった時点で引き上げるというような規定がなかったという状況です。

【会 長】今までそういうことを議論していないのですか。

【生涯学習スポーツ課長】これまで確立されていなかったもので、今後はそこをきちんと整理をしていかなければいけないと認識しております。

【津吹委員】確認なのですが、今回の事故は、事務所に誰かしらいる時間帯に起きたことなのか、そうではなくて、夜間、完全に閉まった段階で泥棒が入ったということなのでしょう。

今、どこでも防犯カメラの設置が街中でも進んでおり、町会連合会、商店街でもつけさせていただいている中で、事務所ですとか管理物件の中で防犯カメラの設置がされていなかったのですか。もう1点が、我々民間であれば当然、こういう何か起きたときの処理について契約書の中でうたわれていて、これだけの大事件であれば、当然その段階で契約破棄というのが我々民間であれば一般的な考え方です。行政としてはそういう契約書を交わしているのでしょうか。一般的に行政に多いのは、我々ふだんから気にはなっているのですけれども、包括契約というのが多いのですけれども、そことの兼ね合いというのがあるのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】実際に発生した日時というのは、これは全く、明らかになっておりません。防犯カメラ等を設置しており、警察でも調査しております。我々のほうでも確認はしたところですが、全く今の段階では手がかりはない状況で、警察からもその辺の詳細な報告は今のところ受けていない状況でございます。

それから、契約上の取扱いについては、指定の取り消しという処分も、実際には指定管理者制度の中ではあり得るのですが、施設の運営をただちに取りやめるというような状況を、今現在は考えているところではございません。まずきちんと個人情報の取扱い、それから施設の管理運営につきまして万全を期した状態でやっていく中で、今後、その辺の対応についてもきちんと整理をしていきたいと思っています。ただちに今の時点で施設を閉鎖するというようなことは、現在のところでは考えていないところでございます。

【津吹委員】ただちに閉鎖しろとかそういうことを言っているわけではなくて、契約書できちんとたわれているのですか、交わされているのですかということだけご確認したいです。

【生涯学習スポーツ課長】指定の取消しについての規定もございます。

【会長】進め方なのですけれども、いくら聞いても今後の再発防止策について具体的なご説明を得ることができませんので、本件は継続審議で、再発防止策ができたところで再度ご報告いただくということにして、本日どうしてもさらに質問をしておきたいという方がいらっしゃいましたら質問をお受けします。

【三雲委員】この紛失盗難された情報が区民の方のポストにあったという話があります。投函されたお宅は、4、5軒と聞いているのですけれども、私が聞くところ、いずれも区議会議員の方で、なおかつ決算特別委員会に出席する方のポストに入っていたと聞いております。実際にポストに入っていた方からも伺っています。

それからもう1つ、ただ単にこの申込書が裸で入っていたのではなく、文書が添付されていて、管理体制に関するなにがしかの文言が入ったと聞いているのですが、このあたりの事情について、区は把握されているのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】実際に区民の方、4軒のお宅に投函されているのですが、そちらの方々のお宅についても、区は把握しておりますが、それをお知らせするのは差し控えさせていただきますと思います。

それから実際に投函されていた状況、内容、どのような状態で投函されていたのか、こちらにつきましても、区では現物をきちんと確認して把握しておりますが、警察のほうに捜査を依頼している状況でもありますので、ご説明は差し控えさせていただきますと存じます。

【三雲委員】こういった形で投函がなされてという事情を鑑みると、今発見されていない情報についても、ある程度、こういったところに投函された可能性があるかということについて、心当たりがつけられるのではないかと思うのですが、このあたりは警察と共有されているのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】新宿警察署とは打ち合わせもさせていただき、今後も継続的に情報交換をしてまいります。警察の指示があれば、対応したいと考えております。区で独自に回収に向けて何か動きができるのかということ、やはり警察とも相談が必要になってくるかと思いません。その辺については今後も新宿警察と連携して検討していきたいと考えております。

【三雲委員】添付文書の内容は恐らく区の側からはご説明いただけないのだと思いますが、いろいろルールをつくっていても、そういったルールにお構いなしに、こういう形で保管されて

いる文書であれば盗難されてしまったのだらうと言わざるを得ない状況なのですね。

そうすると、これはこの指定管理者の個人情報の管理体制のみならず、指定管理者の業務全体あるいは従業員の管理体制そのものに関しても大きな疑問が出てくるかと思うのですが、その点について区のほうでは何らかの検討はされているのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】指定管理者の従業員に対するきちんとした管理の徹底、特に個人情報の取扱いに関する管理の徹底というのは、何よりも優先的に申し入れております。再発防止策の中でも職員研修、あるいは職員のヒアリングなど、適正な管理体制の構築に向けた対応はしっかりと事業者のほうとしても取り組んでいってもらうようにいたします。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】話は変わるのですが、別紙4の関係で伺います。

この別紙4を見ると、指定管理者が取り扱う個人情報の項目や記録媒体に関して、個人情報保護審議会です承されたものと随分違う運用がされているという印象があるのですが、この部分についてどういう経緯で変更がなされたのか、あるいは個人情報保護審議会で承認された、もしくは報告されたとおりの取扱いをしなかったのかということについて、把握はされていましたか。

【生涯学習スポーツ課長】項目の追加について、区のほうから個人情報保護審議会に報告をさせていただいたもので、利用者の方の保険の関係で、18歳未満の利用者につきましては保護者の情報、続柄を追加で取得する必要があったため、個人情報保護審議会に追加で報告をさせていただいていたという事例がございますが、それ以外につきましては、団体登録業務や、施設利用業務、教室を開催する際の申込者の情報など、当初に報告した項目、業務での取扱いについては、きちんとそれに則って、実施されていると認識しております。

【三雲委員】それから、平成30年に利用登録の方針変更ということがあったかと思うのですが、これを聞くと、個人情報をいadakazuに利用者を登録することができる、カードを与えることができるということになってくる。そうすると、利用者の属性であるとか利用できる条件に関して、大きな変更があったと理解することもできると思うのです。そういった部分に関して、区の側に対する報告があったのか。また、個人情報保護審議会で、こういった目的のためにこの種類の個人情報を取得しますよということです承を得ているわけなのですが、それが要らなくなったタイミングで、こういう部分についてはもう要りません、返上させるといった手続をとることはしなかったのでしょうか。あるいはそういったことは必要ないという理解なののでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】確かに、個人情報の収集を取りやめたことについての手続は踏んでおりませんでした。この業務、トレーニングルームの営業は続いているのですが、この登録申込書が廃止をされ、個人情報の収集が不要になったことに関しては、個人情報保護審議会への取消し報告の手続きは、我々のほうとしても必要であると認識していなかったという状態です。

【三雲委員】それから、指定管理者のほうで個人情報管理規定、個人情報保護フローというのを独自につくっているということを今回把握されたようなのですが、この内容について区はチェックして、区の方針、あるいは区が指定管理者と合意した内容との整合性を確保、さらにその遵守状況について確認をしていくといったことは行っているのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】基本協定の締結時に、指定管理期間の最初のときに、指定管理者の個人情報管理規定、個人情報のフローについては確認をしております。その遵守状況、運用状況については、平成28年度、平成29年度に関しては確認が全く漏れていました。平成30年度についてもヒアリングのみで、現地での実地確認というものはやっておりませんでした。そういう意味では、実際には区側の確認が不十分だったという状況でございます。

【三雲委員】それは区と約束したルール以外に、別途独自のルールを指定管理者がつくった場合には、それについての遵守状況も本来は、区と約束したルールだけではなくて、独自につくったルールについての遵守状況についても、区側はチェックをすべき立場にあったという理解でよろしいですね。

【生涯学習スポーツ課長】まず、この事業者側の規定がきちんと区の規定に基づいているかどうかのチェックは当初に行いますので、区側のルールにそぐわない独自のルールは基本的には存在しません。その上で、区のルールも踏まえた事業者のルールがきちんと遵守されているかどうかの確認を、区が怠っていたという状況になります。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】この事務室が施錠できる状態にあって、指定管理者のスタッフであれば誰もが出入りできるようになっていたと書いてあるのですが、施錠できる状態にあるというのは、鍵がかけられるが、日常的に鍵があいている状態のことはかなりあったということにもなるのか、それとも、常に鍵は閉めて、スタッフの方以外は誰も入れないような状況だったのか、このあたりはどう確認されているのですか。

【生涯学習スポーツ課長】事務室は通常、開館時間はスタッフが中におりますので、出入りもしており、鍵はあいております。施錠は閉館時です。スタッフが出勤して鍵をあけて、最後に閉めて、機械警備に移行します。事務室は基本的にはスタッフがおりますので、その時間はあ

いております。施錠はされていません。

【伊藤（陽）委員】例えばスタッフが何か対応していて気づかないという可能性もあると思います。不審者が入ってきても気づかない可能性もあると思うのですが、その辺の不審者対策は特にはなく、誰もいなくなるタイミングに、鍵があきっぱなしになるということはなかったということによろしいのですか。

【生涯学習スポーツ課長】無人になる瞬間が全くなかったかという確認はとれていません。原則は職員が在籍しているはずだという前提でお話ししていますので、実際にただの一瞬たりとも誰も無人になることがなかったかという確認はとれてはいません。

【伊藤（陽）委員】そこは確認したほうがいいのではないかと思います。今回、段ボールに入っていたものが盗まれたという話ですが、常にキャビネットに書類があるというわけでもありません。例えば書類をもらったタイミングだったら当然あるし、キャビネットからどこかに移動するタイミングもあります。段ボールが外に出るという可能性も当然あると思います。そういうタイミングで、区民の方との対応など、不審者が入ってきても集中があまりできなかったという状況というのは今後もある。ここはきちんと確認しないと、今後も1枚単位で情報が盗まれるという可能性もありますから、不審者対策をしっかりとやっていただきたいと思うのです。その辺の確認が全くされていない。今後もあまりやるつもりはないというか、そこも本当はこの特記事項等に個人情報の保護対策の一環として書くべきだと思うのですが、どうですか。

【会 長】ちょっと待ってください。大体、施錠というのは、我々は保管庫を考えているのです。部屋の入り口に鍵がかかるかどうかを想定して、ここで審議したことなどありません。大体、事務室の入り口に鍵がかかって、朝あけて、みんなが帰るまであけ、夜だけ閉まっていますと。それをわざわざ答えているという感覚が、私には理解できません。

別に個人情報でなくても、施設管理としては、入り口の鍵を帰るときに閉めるのは当たり前ではないですか。必ず鍵のかかるキャビネットを想定して皆さんは承認を出しているのに、今の区の答えは、部屋の入り口に鍵がかけてあったから良いともとれる発言は、ありえません。

【生涯学習スポーツ課長】もちろん、そういうことではございません。

今後、先程の部外者、不審者の侵入の立ち入りを制限する方法といたしましては、今、もう既に実施しているところなのですが、事務室のレイアウト上、パーテーションを使って中に入れないように区切った状態で、必ず誰かが中に入ろうとした場合には職員が、部外者の人間が事務室に何かの用で訪ねてきた場合でも、中には直接入れないようにパーテーションで区切りをつけて、万が一関係者が中に入る用事があるときも、職員が同行し、動線を制限するようなレ

アウトにして、対応しているところです。

それでも、勝手を知っている人間が入っていけないようにするには、あとはもう職員が常に気を配って警戒をしているしかないのかとも思います。防犯カメラの設置を検討していかなければいけないと思いますが、まずはパーテーションを使って中に入る動線を制限するという対策は、今現在とっているところでございます。

【会 長】いずれにしろ、入れるところはある。入り口の不審者対策の問題と、ここで議論している個人情報保護の問題とは違うわけです。基本的に、まず個人情報の管理を徹底してもらいたいわけです。そのためには保管庫です。入り口の扉の鍵ではないです。今、特記事項を確認していませんけれども、施錠のかかるところというのは、保管庫を想定しているわけです。ここで議論してほしいのは保管庫です。保管庫をどうするかをきちんと決めて、対策して持ってきてください。

【伊藤（陽）委員】会長からもご意見があったのですが、私は、保管庫は当然、重要だと思っていますが、保管庫も絶対に安全であるという保障がないという、これは区議会でもそういった議論が先日もあったのですが、例えば鍵が何らかの方法であけっ放しになっているとか、あけられてしまうというリスクも当然あると思うので、入り口の鍵に関しても、誰もが入れようになっているという可能性がやはりあったと、今の状態からすると私は思うのです。その点も確認をしていただいた上で、全ての動線がしっかりふさがるように、誰もいないときにはしっかり鍵を、入り口自体も閉めないといけないと思うので、そこは徹底していただき、事業者にもそこは確認していただきたいとは思いました。以上です。

【会 長】くどいですがけれども、特記事項を今見ましたが、施錠できる保管庫に保管すると書いてあります。保管庫が問題なのです。保管庫に入れることは個人情報の基本ではないですか。

恐縮ですがけれども時間が、ほかの予定もございまして、これをもって継続で再発防止策について、継続審議で改めてご報告いただくということでよろしゅうございますが。

まことに恐縮ですが、審議時間が少なくて済みませんでしたけれども、打ち切らせていただきます。それではそういうことで、再発防止策がいつごろ決まるのか、大体予定としてはどんなことを考えておられますか。

【生涯学習スポーツ課長】具体的なリストの作成や、チェックの方法については早急に取りかかっております。次回以降、きちんと事務局と調整してご報告させていただきます。

【会 長】遅くとも年度内に、この審議会にご報告いただくということで、そのときまた改

めて皆さんの理解を得るということにしましょう。

では本件は継続審議ということで終了いたします。ご苦労さまです。

それで、これは関連がありまして、資料の33「新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理について（情報項目の追加）」であります。

それではご説明願います。

【生涯学習スポーツ課長】それでは資料33「新宿区立新宿スポーツセンターの指定管理について（情報項目の追加）」についてご説明させていただきます。

事業の概要をご覧ください。裏面になります。こちらは事業の内容についてご説明いたします。新宿スポーツセンターで教室参加申込書の様式変更については、個人情報の追加報告を行い、了承を得ているところでございます。

それから、新宿スポーツセンターでは、指定管理者からの提案事業という形で、平成28年9月から、障害者の月1回プール施設無料事業というものを実施しております。この事業において、対象者の確認のために、障害者手帳の種類を本人同意に基づき収集し、その上で申込書にプール施設無料カード、こちら別紙で申込書の見本をつけてございます。資料33-1となっているものですが、こちらの申込書の記入をお願いして提出を受けているという事実が確認されました。

これ自体は、個人情報保護審議会に私どものほうで報告をしておりませんでしたことが判明いたしましたので、本日追加報告をさせていただくのです。そもそもこの障害者手帳の取扱いについて、事業者のほうにも再度確認をとりましたところ、初回の申込み時に手帳の提示を受けて、目視で確認をすることで、実際には無料券の交付ができるということを確認いたしました。申込書を収集して保管しなくても、この無料カードを発行できるということが確認できましたので、平成28年9月から令和元年、先月の10月までは、この申込書というものを利用者の方に記入をお願いして保管していたのですが、そちらにつきましては、この11月から廃止という形をとらせていただきました。これまでの申込書につきましては、11月1日に区のほうで全て回収をいたしました。ただ、この申込書を提出していただいた期間の申込書について、個人情報の追加項目という形で審議会のほうにご報告が漏れていましたので、今回、事後報告という形で恐縮なのですが、これまで収集していたことと、この度、廃止し、目視による確認という方法に切り替えたことをご報告させていただきます。

3ページの上から5段目の、「指定管理者が取扱う個人情報の項目」というところをご覧くださいませでしょうか。これまで団体利用者に係る情報項目、それから教室参加者及び施設利用

者に係る情報項目ということで、記載のとおり項目をご報告していたところなのですが、障害者手帳の種類を、平成28年9月から令和元年10月まで、収集し、この11月から廃止にさせ、今後、障害者手帳の有無を令和元年11月から目視による確認、その場での提示による確認という形に切り替えて取扱いさせていただきますというご報告になります。

【会 長】データの中にこの2項目を入れるという話ではないのですか。

【生涯学習スポーツ課長】2項目といいますか、上の「障害者手帳の種類」というほうは、ご報告が漏れていて、令和元年10月まではこの項目で収集をしていたというご報告ですが、それを11月からは廃止をさせていただき、その下の「障害者手帳の有無」という項目を、11月からは目視で確認をさせていただくという報告です。

【会 長】目視ではなくて、データにどういう情報が保存されているかというのが個人情報の問題なのです。だから、データの中にどの項目を入れるのですか、残すのですかということを知りたいのです。

【生涯学習スポーツ課長】残しません。

【区政情報課長】今、取扱う情報項目の太字のところかと思うのですが、実際に記録をするものと、目視だけで取り扱うものとあるわけです。個人情報保護審議会にお諮りをするのは、記録をするデータで残すもの以外に、例えば目視で取り扱う、目に触れるものも含めてかけさせていただいているということがございまして、広い範囲でのご報告で上げさせていただいている関係から、記録はしないのですけれども、取り扱う情報項目として今回ご報告をさせていただいております。

【会 長】情報というのは、いろいろな情報、口頭で収集している情報は果てしなくあるでしょう。

【区政情報課長】自然に耳に入ってしまう情報というのも、もちろんあると思うのですが、これは施設のほうでサービスを提供する上で必ずお聞きをするという項目ということで、帳票なりデータの記入はしないのですが、無料のサービスを提供する上で必ず確認をする項目なものですから、自然に耳に入ってくる個人情報とは一応、区分けをさせていただいているところでございます。

【会 長】いろいろなことで区民が来たときに、口頭で情報収集する定型化された質問事項ってあると思います。そういうものを全部、審議会にかけるべきなのですか。

【区政情報課長】基本的には、申込用紙や参加の登録の書類に書かれている情報項目、あるいはサービスを利用するときに必要な項目については、審議会にお諮りをするというのが今まで

のところのルールです。例えば、耳で、窓口で会話の中で入ってくる項目というのは、ご報告はしていませんけれども、施設のサービスを提供する上で要件として必要になるものについては、取り扱う情報項目の中に位置づけてご報告をさせていただいてございます。スポーツセンターに限らず、ご報告をさせていただいています。

【会長】障害者手帳を持っているかどうかが無料にかかわるわけだから、障害者手帳の記録をしますという意味だと思ったわけです。ない人は書かなければいいので、ある人だけ書けばいいのだらうと思うのです。だから、この人は無料ですよということが分かるような項目を、情報としてデータの中に入れますよという意味だと思ったわけです。

【区政情報課長】基本的に提示を受けるのみで記録はしないということは、担当課長のほうからご説明をしたとおりなのですが、無料のサービスを受ける前提での必須の要件になっているということがございまして、施設側での情報の記録はしないのですけれども、確認をさせていただくという意味で取り扱う個人情報の項目として報告したものです。

【会長】いずれにしろ、本人外収集など収集自体に問題があるのは別ですが、口頭による収集で、本人から収集し、口頭で聞いておしまいみたいなものについては、議題を整理していただきたいと思います。

本件についてご質問、ご意見ございますか。

【三雲委員】今回、指定管理者が取り扱う個人情報の項目がいろいろ書かれていて、今回追加されたもの以外もいろいろ入っていますが、先程の議案の中では、利用してもらうカードを発行するに当たって、電話番号とか氏名などの個人情報が記載された申込書はもうとらないのだとお話がありました。1回何か確認したところで、利用カードを出すのだという話がありましたが、ここに書かれている団体利用者に関する情報項目や、施設利用者に関する情報項目、これらはいまだに全て必要だという理解でよろしいのか、それともこれは1回整理しなければいけないものなのか、いずれなのでしょう。

【生涯学習スポーツ課長】こちらに記載されている、団体利用者に係る情報項目で列記されているもの、それから教室参加者及び施設利用者に係る情報項目として列記されているものも、継続的に引き続き利用するものでございます。

その中に、今回障害者手帳の有無というもの、上段にある「種類」というのは、ご報告が漏れていて、既に収集をしていたものを事後報告という形で載せさせていただいておりますが、今回はそれを廃止して、下段のほうにあります「有無」というものを、提示のみでの情報収集という形で新たにご報告させていただくものです。この2項目の部分が変更の部分で、それ以

外の上を書いてある部分は、継続的に今後も引き続き使用していく項目になります。

【三雲委員】先ほどの話と分からなくなってしまったのが、トレーニングルームの利用申込に関しては、利用申込書にいろいろな個人情報を記載する必要はもうなくなったという話しでしたが、その前の段階で、このスポーツセンターの施設利用にかかわる情報については、トレーニングルームの利用申込の前に提供していただいているという前提があるという理解でよろしいのですか。

【生涯学習スポーツ課長】トレーニングルームの登録申込書につきましては、施設利用者に係る情報項目ということで登録されていたものでございます。ここにあります「教室参加者及び施設利用者に係る情報項目」という中に、トレーニングルームの登録申込書の分も含まれておりました。

【三雲委員】そうすると、トレーニングルームの利用に関してだけは、こういった情報はもう今回からもはや不要になっていて、例えばそれ以外のプール利用に関しては必要だという理解なのですか。

【生涯学習スポーツ課長】教室参加者のほうでは、例えば体操教室ですとかヨガ教室とかというものに申し込みをいただくときには、申込書は記入していただいて提出していただきますので、そういうものでの情報項目は今後も継続して使ってまいります。

上段にあります「団体利用者に係る情報項目」というのも、団体による申込みの際に申込書を提出していただきますので、それについても今後も継続して使用してまいります。

【三雲委員】そうすると、トレーニングルームの利用に関しては必要ないのだけれども、教室利用になってくると必要になってくる理由が分かりません。団体利用に関しては勤務先の名称、勤務先所在地、勤務先の電話番号あるいはメールアドレス、こういったものも必須のものとして要求される理由がよく分からないのですけれども、その点は吟味されているのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】団体利用に関しましては、予約の申込みをしていただくときに、団体登録としてお預かりしている情報です。予約の受付の際、使用するもので、今後もデータとしては保持していくものでございます。トレーニングルームの登録申込書については、今回、確かに使用はしなくなっておりますが、それ以外の教室の参加の申込み、あるいは施設利用の業務の中では、参加申込者との連絡など、必要のあるものについては、今後も個人情報を保管して運用していくというものになります。

【三雲委員】この審議会で何回かこういった議論が出ていると思うのですが、要するに区が個人情報を収集する際には、事業目的に照らして最小限である必要があるという考え方があると

思うのです。それに照らしたときに、例えば勤務先の名称が必要なのかとか、あるいは性別が必要なのかとか、そういったあたりというのは必ず議論になると思うのですけれども、これまでやってきたからという形で、まさに個人情報の扱いが非常にずさんだと言われている団体が、これまでやってきたからという理由でこれからもオーケーなのだとしたら、理解できないのですけれども。

【生涯学習スポーツ課長】 こちらの書いてある項目につきましては、今回、新たに登録するものではなくて、既に登録してあるもので、当初、指定管理、スポーツセンターの当初の、これは平成18年ぐらいにさかのぼると思うのですけれども、団体登録で在勤、在住、あるいはそういう要件にかなった団体登録をしていただく際に、取得していただく登録申込の際の個人情報です。今回の指定管理者が申請しているものではなくて、スポーツセンターの施設を運用していくに当たって、既に登録済の項目というものです。

今回、変更させていただくのは、この太字になっている下段の2項目だけという形で、それ以外のものについては、既にスポーツセンターの業務としてきちんと精査をした上で登録している項目で、それを現在の指定管理者にも、それに則って運用しているという状況です。

【三雲委員】 分かりました。ただ、今回流出事件があったように、個人情報は必ず流出することがあり得るということを考えたときに、当然、常に取得する情報については最小限であるということが必要だと思います。今回を機に、全ての指定管理者に共通することでしょうけれども、本当にこういった個人情報を区民の方からいただく必要があるのかどうかということについて、しっかりと精査をしていただきたいと思います。以上です。

【会 長】 本件で、ほかにご質問かご意見ありますか。

ないようでしたら、了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますか。

では本件は報告事項ですので了承ということで終了いたします。

次は、引き続き同じような問題なのですが、「指定管理者における個人情報保護対策の適正履行の確保に向けた対応について」であります。

それでは、ご説明願います。

【総合政策部長】 お手元に机上配付してございます資料に基づきまして説明をさせていただきます。本来、指定管理者制度につきましては、行政管理課長が説明すべきところなのですが、体調不良のため、私がかかわって説明をさせていただきます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。初めに「指定管理者における個人情報保護対策の適正履行の確保に向けた対応について」ということで3ページ、2枚の資料がございます。

次に、A4横の別紙1と書いた指定管理者業務の流れの図、次に別紙2「指定管理者制度における個人情報の適正な履行のための対策」カラーの図です。次に右上、参考資料1「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアルの抜粋」、次に参考2「指定管理者事業評価概要」、次に参考3「実施期間における個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順抜粋」、次に参考4、別表とありまして「新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告事項分類一覧」、最後になりますけれども、参考5ということでA4横の「区の公の施設の指定管理者に対する条例第14条第1項の個人情報保護対策にかかる立入調査の実績」という資料がございます。確認をお願いいたします。

では早速説明に入らせていただきます。よろしいですか。

【会 長】どうぞ。

【総合政策課長】まず、1枚目の資料でございますように、今回のスポーツセンターの事件を受けまして、区といたしましては全ての指定管理者に対する緊急点検、それから区が行う立入調査、これがきちんと行われているかどうかの確認・点検をいたしました。

最初の緊急点検でございますが、先程、木もと委員からご質問がございましたが、これはスポーツセンターを除いて適正に個人情報保護対策が行われているということが分かりました。

ただ、区が行う立ち入り検査状況につきましては、個人情報保護対策の履行状況の確認が不十分なケースがあるということが分かりました。この結果を踏まえまして、この記書き以下のとおり、施設に対する個人情報の安全管理の徹底、区検査方法の改善のための対策を講じまして、個人情報保護対策の適正な履行を確保してまいります。

参考資料5、今申し上げました区が行う指定管理者がきちんと個人情報保護対策を行っているかという立ち入り検査の実績表でございます。表頭を見ていただきますと平成28年、平成29年、平成30年とございます。そして、表側には、施設名と所管課がございます。

冒頭で申し上げたとおり、区の指定管理者を導入している施設につきましては、最後の10ページでございますが、96施設です。この下落合図書館までの96施設について、区では指定管理者制度を導入しているというところでございます。この調査結果なのですが、3か年度にわたって行っておりまして、平成30年度を見ますと、適正に行っている施設が79施設、それから情報公開、個人情報保護審議会に報告した安全対策の確認が不十分だったものが17施設ございました。

それはどこかという、見ていただきますと、例えば2ページから3ページ、4ページにかけて、特に2ページでは今回問題になっております17番の新宿スポーツセンター、こちらに

つきましては、立ち入り検査は行ってはいたのですが、個人情報保護審議会へかけられた案件事項がきちんと立入調査で確認されていなかったと、こちらの網掛けの部分が不十分だったということでございます。

指定管理者制度の流れを若干説明させていただきたいと思いますので、別紙1、カラーの「指定管理業務の流れ」をご覧ください。

これは左から、事業者決定から始まりまして、保護対策等の確認、こちらにつきましては当審議会できちんと審議させていただくということでございます。それから指定管理業務期間というものがありまして、こちらはいよいよ指定管理の業務が開始される前、こちらは協定書の締結や指定管理に向けた準備等々を行います。そして管理開始後につきましては、月次それから年次の報告を提出していただきます。これについては管理状況ですとか利用状況を報告していただくということになっています。それから今度は指定管理者制度が適正に行われているかという実地調査も年に1回は行うことになっています。また、各年度にわたっては事業評価、これは指定管理者が行う自己評価、それから区が第三者、専門家を入れて行う評価がございまして、こちらにつきましては議会に報告をさせていただいています。そして管理終了後は引継ぎを行うということでございます。

今回、これまでもそれぞれのところで個人情報の視点で対策はとられていたのですが、この指定管理の流れの中で、より個人情報対策を強化していくことと、総合政策部においても、各所管課できちんとかこういった取組みがなされているかということの確認しようということで、ガバナンスの強化を図っていきたいというところでございます。

具体的な内容について説明をさせていただきます。資料にお戻りください。まず1番の「取り組むべき課題」でございます。こちらにつきましては①から③までございますが、①の「指定管理者が行うべき個人情報保護対策に係る規定等の強化」というところで、先程の別紙1にございましたけれども、管理開始前から管理終了にわたって、指定管理者が行う業務の流れの中で、もう少し規定を強化していこうというものでございます。②は「指定期間中の報告・事業評価・実地調査における個人情報保護対策の強化」、具体的に申し上げますと、別紙1のほうをあわせてご覧いただきたいのですが、管理開始後の月次・年次報告の提出、実地調査、事業評価の中で、これまでも当然、個人情報の視点も取り入れてございますけれども、なかなか明確に明示されていなかった点もございますので、そういったところをきちんとやっというところでございます。

それから③、「指定管理者制度における個人情報保護対策の実施に係る区のガバナンス強化」

は、これまで各所管課で個人情報保護対策の履行確認をしてくださいということを行っていたのですが、各所管課できちんに行われていたかどうかを、総合政策部、これは指定管理者業務を所管する行政管理課、それから個人情報を所管する区政情報課に、これからはきちんと所管課から、立入調査の実施状況等につきまして報告させるというところでございます。

具体的な取組としては、2番の「課題への対応」を見ていただきたいと思います。

まず、現行の指定管理者制度の運用の中で、「個人情報保護対策を強化し、課題へ対応する」では、(1)にございます「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル」の改正がございまして、指定管理者制度は地方自治法に規定されている制度でございます。区においては、公の施設に係る活用方針マニュアルをつくって、その中で先程の流れ図で申し上げました運用開始の報告や、調査、事業評価を記載しているところでございます。

そういった中で、きちんと今度は個人情報の視点についても明確に打ち出していこうということです。これまでではどちらかというと、この業務につきましては行政管理課のほうできちんと業務が行われているか、それから適正な経理が行われているかという視点が主となり、重点的に行われてきたところでございますが、この中に個人情報の視点もきちんと明記していこうというところでございます。この資料に書かれているとおり、アの「管理開始前における個人情報保護対策の具体的事項の明文化」があります。これは課題の①に対応するものでございまして、恐れ入りますけれども参考資料1の「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル抜粋」をご覧ください。こちらは参考資料1の、「第5 管理開始までの事務」、「4 管理開始までの準備」、「(2) 施設管理に向けた調整」がございまして、ここに今まで明記されていなかった部分、例えばこのポチが3つありますけれども、指定管理者の個人情報取扱マニュアルの整備ですとか、文書管理基準表の整備、各マニュアルや文書管理基準表の所管課への提出というものをきちんと入れ込んでいこうというものでございます。

これまでは当然、特記事項にございましたので、そういったものがつくられていると思っていましたけれども、これをきちんとこういったマニュアルの中でも、制度の仕組みの中に明文化することによって、適正に個人情報保護対策を指定管理者に履行させていくことを打ち出していきたくて考えています。

次に、同じく参考資料1のは2ページ目になります。資料のイ、「月次報告書の記載事項の改正」がございまして、「第6 管理開始後の事務」、「1 報告書の提出と確認」とあり、その中に、(1)「月次報告書」という記載がございまして、(エ)といたしまして、「個人情報保護の適正な取扱い」を明確にさせます。これまでは(オ)の特記事項というものに、個人情報保護に関する

るものがございましたが、これだけだと不明確で、分かりにくいので、明確に個人情報保護の適正な取扱いを月次報告でもきちんと提出させようということでございます。

次に、資料の「ウ「事業評価（第三者）における評価項目の追加」でございます。こちら、参考資料1の3ページ目から4ページ目をご覧いただきたいと思います。3ページには「2 事業の評価」がございます。（2）の「区が行う事業評価」、オに赤線で引かれておりますが、この中でも、今までも評価という中で、視点はあったのですが、これもきちんと個人情報が適正に取り扱われているかということをも明記していこうということを設定していきたいと考えております。

また、参考資料2をご覧いただきたいのですが、これが指定管理者事業評価表概要、評定表になっておりますが、2の「利用・サービスに関すること」という中で、新たに、（6）「個人情報等の適切な対応」という項目を設けまして、個人情報保護を徹底していたか、また情報公開に関する対応が適切に行われていたかという項目を目出しして、評価項目の中でもきちんと入れていこうということでございます。こちらについては、先程も申し上げましたこの流れの中で、第三者評価を行い、きちんと議会にも報告するというものでございます。

次に、また資料にお戻りいただきまして、エとして、「実地調査における個人情報保護対策の確認項目の明文化」というものでございます。これも恐れ入りますが、また参考資料の1になりますが、4ページから5ページに、「実地調査等」という項目の記載がございます。この実地調査は、指定管理者制度の中での実地調査と、もう1つ、個人情報保護条例に基づく実地調査がございますが、これはいくつもあると分かりにくくなってしまうので、この指定管理者制度の仕組みの中に取り入れて、きちんと個人情報保護の条例に基づく項目についても、きちんと調査してもらおうという形で、仕組みづくりをしていきたいと考えております。4ページの4に、個人情報が適正に取扱いを明記します。先程申し上げましたように、どうしてもこの実地調査というのは、今まで健全な財務状況ですとか、あるいは業務が適正に行われているかということが重点的に行われていたが、個人情報が適正に取り扱われているかということをも明記して、きちんとこの中でも実地調査をしていこうと考えております。

参考資料3「実施機関にいける個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順抜粋」になりますが、「第2 指定管理者に施設の管理を行わせる場合の措置」では、特記事項の「5 個人情報の取扱いに係る留意事項及び適正履行の確認等」という項目がございます。これまでもここに記載のある確認記録票を使って、個人情報保護条例に基づく立入調査を行っていたわけですが、さらに強化し、こちらの票を用いまして赤字で書かれているように、「各課長は、指定

管理者及び指定管理者の委託先に指定管理業務を行わせるにあたり、別紙の確認記録票を用いて、指定管理業務の履行前及び履行中に原則、立入調査によって確認をすること」、また、「各課長は、立入調査による確認後、速やかに課内決済の上、確認記録票の保管をすること」を追記し、さらに、指定管理業務全般を担当する行政管理課へこの写しを提出することとしました。きちんとこういった適正な個人情報取扱い確保のための立入調査が行われているかどうか、確認されているかどうかということを総合政策部としても把握したいと考えています。

記録確認票については、参考3の5ページ目、赤線で示されているように、業務で使用している様式が適正に収集されているか、委託先等でマニュアル及び管理基準が整備されているか、それから、その他情報公開・個人情報保護審議会の意見を踏まえた保護対策が講じられているかなど、チェックボックスを追加いたしました。また、立入年月日と担当者名、それから保有個人情報保護管理責任者として各所管の課長に、きちんと記名をさせて、責任を持たせて総合政策部に提出させることによって、間接的にガバナンスが効いていくだろうという観点から、こういった対応をしていきたいと考えているところでございます。

また資料に戻っていただきまして、オとして、管理終了時における確認項目を追記しました。今回もスポーツセンターでは、終了していたものがずさんに管理されていたということがございます。参考資料1の(3)「施設及び事務の引継ぎ」では、「施設管理課は、指定管理者に、文書管理基準表に基づき、処分対象書類一覧を作成させる」こと、また、「不要となった書類の全てを廃棄、または返却した際に、その旨を記録して、施設所管課に提出させるものとする」という規定を設けまして、きちんと実施させていきたいと考えているところでございます。

以上が指定管理者制度の中での仕組みをつくっていかうというものでございます。(2)として、新宿区個人情報保護条例第14条に基づく「実施機関における個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」の改正というところでございます。恐れ入りますが、参考資料3、「実施期間における個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順抜粋」をご覧くださいと思います。

こちらは先程説明いたしました履行の確認票でございます。また再度ご覧いただきたいと思いますが、5ページ目以降に確認票が記載されております。これは先程申し上げました赤で書かれているところが改正点でございます。個人情報保護の観点からも、きちんと立入調査の方法、報告の義務化し、指定管理者制度の中できちんと立入調査をやっていくこと、また、その実施状況の報告を総合政策部へ提出させて、そこできちんとやったかどうかの確認を総合政策部で行い、ガバナンスを効かせていかうというものでございます。

次に3ページに移りまして、これは立入調査時の「確認記録票（個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認等）」、参考資料3の5ページから7ページに書かれているものでございます。

繰り返しになりますが、「業務で使用される様式の確認」の追記、「マニュアル及び文書管理基準の整備」の追記、「保存期間を経過した個人情報の廃棄等」その他、情報公開・個人情報保護審議会の意見を踏まえた当該施設に係る保護対策の追記の確認は、今回の事件を受けて、全体を見直してみたらやはりこういったところが欠けていたというものがございましたので、改めて、明確に打ち出していこうというものでございます。

最後になりますが、資料の(3)「その他」のところで、ア、「新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告事項分類一覧（基準表）」の改正がございまして、これは資料参考4になりますが、指定管理者制度において、「取り扱う情報項目を変更（追加・削除等）した場合、個人情報を取り扱う管理業務の内容等を変更（追加・削除等）した場合は、報告を要する」と追記しました。基本的には全部審議会に付議されているのですが、中には今回のスポーツセンターのようなこともあるということで、これもきちんと基準表の中に入れてガバナンスを効かせていこうというものでございます。

以上が今回のスポーツセンターの事件を受けて取り組もうとしているところです。最後に確認になりますが、別紙2をご覧いただきたいと思っております。

この表は、先程別紙1で説明いたしました指定管理者業務の流れでございますけれども、それぞれ指定管理者業務の流れの中で、個人情報の適正な履行のための対策を、仕組みの中に入れていこうというものでございます。1番左端が事業者の決定でございまして、次が保護対策等の確認、ここできちんと諮問・報告事項分類一覧、基準表を改訂し、基準の明確化を図り、審議会での確認を経ることとしています。それから、指定管理業務期間になります。色が黄色とか緑とかオレンジとかありますが、それぞれ区分けしてございまして、黄色が「公の施設に係る指定管理者制度活用方針マニュアルに沿った対策、オレンジ色が指定管理者の事業評価に沿った対策、緑色が、実施機関における個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順に沿った対策、また紫色が新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問・報告事項分類一覧に沿った対策となります。開始前、管理開始後、指定管理終了という流れの中で、それぞれ特記事項により、個人情報対策を確約させること、あるいは施設ごとの個人情報取扱マニュアル、文書管理基準表の作成など、今までも行ってきたことですが、改めて明確化いたしました。また開始後では、月次・年次報告書の提出の中で、個人情報の取扱いの項目を追加し、実地調査についても、確認記録票に基づき、個人情報の取扱いについて確認してまいります。また、総合

政策部へきちんと実施状況を報告させ、総合政策部において確認する。また、事業評価の中でも、個人情報保護の適正な対応についての評価を明文化する。また、指定管理期間終了後、引継ぎの中で、個人情報が記録された文書は区に返却または廃棄させ、返却または廃棄した文書類の一覧を作成させるとともに、新たな指定管理者に引継ぐことをきちんとそれぞれの過程の中で盛り込み、明確化し、ガバナンスをきちんと効かせていこうというところがございます。

スポーツセンターの事件を受けまして、今後の指定管理者施設全体の個人情報保護対策を強化していこうという中で説明をさせていただきました。説明は以上でございます。

【会 長】ご質問を受けます。

先程、木もと委員から全体のことについてご質問がありましたので、もう一度ご質問をお願いします。

【木もと委員】先程のものになりますが、他の指定管理施設について、今回、平成30年度までの報告がありましたが、これを受けて、しっかりと対応できていない事項が判明したなかで、他の指定管理についての検査、立入り等はどのような形になっていて、どう行うつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部長】今回、緊急点検を受けて、対応がなされていなかったのはそのセンターだけだったということがございます。ただ、立入調査をやった結果、区がきちんと実施してきたかについては、先程お示しいたしました参考5に記載がございますように、17施設において、情報公開・個人情報保護審議会へ報告した安全対策の確認が、不十分ということがございました。今回、提示させていただいた対応について、審議会として、ご了承いただければ、議会にも報告し、きちんと対応してまいりたいと考えております。

【木もと委員】もう本当に、同じことを繰り返さないで、しっかりこの経験を生かしてというか、それが大切になっていきます。しっかりと行っていただきたいと改めてお伝えしておきたいと思います。以上です。

【会 長】今までもたくさん規約・マニュアルがあった。加筆した部分は意味がありますけれども、今までも規約があるのに、それでも防げていなかったというところに、何か問題があるのではないかと思うのですよね。先程も出たと思うのですが、こういうルールをつくり、ルールはしっかりしているけれども、実際にそれが守られていないところが問題なので、いくら細かく規定してみてもだめだというところがあります。そこらをどのように対策をとられるのか、ぜひお考えいただきたいと思います。

【総合政策部長】確かに会長がおっしゃるとおり、いくら規定を整備しても守られなければ意味がありません。これまで指定管理者制度の仕組みの中で、一応の個人情報保護の対策はあったのですが、マニュアル等に明記されておりましたので、重点がどうしても、やはり業務や経理が適正に行われているかの視点に重きが置かれてきました。今回、まず、個人情報保護対策の明確化を行います。ただ、それでも守れるかどうか分かりませんので、我々としては、各所管課がきちんと行っているかどうか、まず、担当者の名前を書かせて、責任者の課長の名前も書かせ、総合政策部に提出させます。それによって間接的にガバナンスを効かせていくことを、まず、考えているところでございます。責任の明確化、所管が責任を持つということを明確化させることにより、間接的にガバナンスを効かせ、立入調査ですとか月次報告、年次報告、事業評価の中で、個人情報保護対策の実施状況を、それぞれ各視点で確認してまいります。特に事業評価の中でも確認しますので、今度は議会の目にも触れることとなります。そういった面からも、ガバナンスを効かせていきたいと考えております。

【会 長】項目をチェックすれば際限がありません。何かポイントを絞ってここというものを、そちらでご検討いただき、これだけは絶対に守らせるというようにお考えいただきたい。

先ほどもリストと言いましたが、100項目つくってみても、うまくいくのかどうか、むしろ疑問です。ぜひ、その点もお考えいただきたいものです。

【総合政策部長】先程の参考資料3の中で、所管課がチェックするものを記載させていただいていますが、今、考えていますのは、総合政策部に提出する項目が守られているかどうかは確認したということを提出させます。その中でも特に指導した内容について明記させ、我々としても実施状況を把握してまいります。まずはそのチェックボックスが、それぞれの視点でチェックされているか、指定管理者へ何か指導があったらその指導内容を報告させます。我々も全部見るわけにはいきませんが、各段階での確実なチェックを監視していこうと考えています。

【会 長】お願いいたします。他に、1、2ご質問がありましたら、受けます。

【おぐら委員】今回の盗難による個人情報の流出事案ですか、非常に残念なことだと思います。今ご説明にあったように、今後、区のガバナンスを強化する取組みをやっていただくということで、ぜひお願いしたいと思いますが、時が経つと職員の意識、組織全体の意識というのでもまた希薄になってくると思います。ですから、時には業務監査の対象に加えるとか、そういうことで重点的に点検をしていただくなど、そういうこともぜひお考えになってみたらよろしいのではないかと思います。

それから、今回は指定管理者制度にかかわる話だったのですが、前回の委員会でも申し上げ

ましたけれども、業務委託の分野でも同じようなことが発生する可能性があるのではないかと思いますので、そちらの分野での取組みもぜひご検討をお願いしたいと思います。

【総合政策部長】今、委員からのお話でしたが、確かに監査などの視点での取組みも必要かと思います。また職員人材育成の中でもやはりこれは基本の「き」でございますので、そういったところとも連携し、全庁的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、検証は、必要であると認識しております。実際これを実施するとなると、これから規定を改正し、所管への説明、また、議会への当然説明するとともに、各指定管理者にも説明しなければなりません。来年度に向けてきちんと導入できるようには早急に対応を考えていきたいと思っております。実際にこういったことを実施し、今回改正した中身の事業評価、検証を行いたいと考えております。

【会 長】お願いいたします。ほかにぜひご質問かご意見ございましたらどうぞ。

藤原委員。

【藤原委員】今回のことでいくつかの部局の部課長にお聞きしたところ、立入調査をしたときの状況とかそういうことをまとめたものが、事実上その担当者の手控的な取扱いになっているというような話をお聞きしたのですが、今後管理を厳格化して行って、実効性のあるものにするということであれば、そういう手控的なものから公文書的なきちんとした取扱いがされるようなものに変更されると理解してよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【総合政策部長】先程の参考資料3の4ページに明確に記載させていただいておりますが、5番の「個人情報の取扱いに係る留意事項及び適正履行の確認等」の中で、赤字で書いてある上から4行目「なお、各課長は、立入調査による確認後、速やかに課内決済の上、確認記録票の保管をすること」とあります。これは明確に公文書となります。

【藤原委員】それでは、きちんと公文書として管理して、事後的にも確認できるということで、しっかり運用していただきたいと思っております。

【会 長】ほかに。三雲委員。

【三雲委員】先程もお話ししたのですが、このチェックをする際に、この確認記録票の記載を見ると、委託先における具体的な業務フロー・手順の確認とあるのですが、その際にフローに照らして、当該情報項目が本当に必要なかどうかということについても、その都度洗い直して、必要ないということが分かれば、やはりこれは削除していただく。取り扱う情報項目が変更した場合、審議会にご報告いただくということになっておりますので、そういった漏れがな

いように、またフローに照らして違う情報も実際に必要になってくるということが分かったときには、きちんと遅滞なく審議会のほうに追加項目ということで報告をなされるような、そういったことも加えておいていただければと思います。

【総合政策部長】今、委員ご指摘のとおり、そういった視点でのチェックも加えていきたいと思ひますし、変更になったときの場合、参考資料4でも示させていただいたように、きちんと当審議会に報告するということを明記し、対応していきたいと思ひます。

【会 長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

では、長時間たちましたので、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしければそうしますが、よろしゅうございますか。

では本件も了承ということになりました。

【会 長】次に資料28「全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－NET）における外部結合について（情報項目の保存先の変更）」です。

それではご説明ください。

【消費生活就労支援課長】それでは、資料のご確認をお願いいたします。

資料28と書かれた諮問・報告事項の資料になります。それから資料28－1－1と書かれた図が1枚。続きまして資料28－1－2と書かれた図が1枚。資料は以上になります。

【会 長】分かりました。どうぞ。

【消費生活就労支援課長】それでは、よろしくをお願いいたします。

資料28の2ページの事業の概要のページをお開きください。まず事業内容のご説明をさせていただきます。現在、新宿消費生活センターには年間3,000件を超えるご相談が寄せられています。その相談内容は独立行政法人国民生活センターが設置して管理している、全国消費生活情報ネットワークシステム、このシステムはP I O－NETと言われているシステムでございますが、こちらに記録しております。

相談内容をP I O－NETに記録することにつきましては、平成21年度の個人情報保護審議会においてご承認いただいている事項になってございます。こちらのP I O－NETシステムを導入することによりまして、全国の消費生活センターからの情報が迅速に収集できまして、悪質商法への迅速な対応と、消費者行政サービスの質の向上が図られているところでございます。

ここで、資料28－1－1の図をご覧いただきたいと思ひます。「現行」と書かれた図になります。現在、相談内容を記録する際は、個人情報項目のみを消費生活センターに設置されてい

る専用端末に保存しまして、それ以外の項目を国民生活センターが委託しているデータセンターに保存するという方法をとっております。これが平成21年度の個人情報保護審議会でご承認いただいたやり方になっておりまして、個人情報を含まない形の相談記録がデータセンターに保存されているということになってございます。

個人情報を含めた全ての情報項目をデータセンターに保存するという方法も選択できることになっているのですけれども、新宿区は現在、こちらの方法をとっているということになります。

続きまして、資料28-1-2の図をご覧くださいませでしょうか。この度、国民生活センターでは、政府の方針、システム運営の効率化のために、個人情報も含めた全ての情報項目をデータセンターに保存する方法に統一するということに決定いたしました。新宿区におきましても、これまでどおり、このPIONEERシステムを利用するためには、個人情報の保存先を専用端末ではなくデータセンターにしなければならなくなっております。そのため、今回情報項目の保存先の変更をお諮りするものでございます。

事業の概要、資料28にお戻りください。資料28の3ページ目をご覧ください。下線のついた太字の部分が、前回ご承認いただいた内容からの変更部分になってございます。まず、統合される情報項目については、1の「個人の範囲」、2の「記録項目」は記載のとおりでございます。項目自体に変更はございませんが、この太字の情報項目につきまして、保存先を消費生活センターの専用端末からデータセンターのほうに変更するものでございます。結合の相手方は、独立行政法人国民生活センターということで変わりはありません。結合する理由でございますが、1の「セキュリティ対策の強化」と、2の「システム運用の効率化・省略化」を掲げさせていただいております。1の「セキュリティ対策の強化」としましては、①政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準が昨年改訂されまして、国民生活センターにおきましてもサイバー攻撃への防御力の増強等が求められているということ、②として、保存先を変更いたしますと、個人情報は物理的にもセキュリティの強固なデータセンター内のサーバーに保管されることとなりますので、大規模災害や盗難等による個人情報の消失や漏洩のリスクは解消されるということでございます。統合の形態は変わりございません。

結合の開始時期、これは変更の開始時期でございますが、令和元年12月上旬からということでございます。国民生活センターのほうから変更期限は今年度中とされているのですが、期限が近づくと申請が殺到しまして、変更がなかなかできないということがございますので、12月上旬までの変更を推奨されているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。情報保護対策でございます。今回追加したものにつきまして、ご説明をいたします。まず運用上の対策でございますが、2、区と国民生活センターとの間でシステムの利用に関する契約書を現在締結していますが、これに加えまして、上記二者及びデータセンターの三者で、個人情報の取扱いに関する覚書というものを締結いたします。

そして3、上記2の個人情報の取扱いに関する覚書におきまして、事故等が起きた場合は、データセンターから国民生活センターにただちに連絡をし、国民生活センターから区に報告をさせるという内容を明記いたします。

次に5、データセンターは許可された者以外は立ち入れないようにいたします。

6、データセンター施設内に設置されたサーバー機器及びバックアップ媒体は施錠管理をいたします。持ち出しができないようになってございます。

7、個人情報を含むデータベースと相談情報を検索するためのデータベースとは、それぞれ別々に区別して管理をいたします。

続きまして、システム上の対策です。1、送受信するデータは暗号化する。また、データベースへのデータの保存時、媒体へのバックアップ時においてもデータの暗号化を行うということでございます。バックアップはデータセンターで自動的に行われます。バックアップの媒体は磁気テープ記憶装置を使い、持ち出しができないものとなっております。

続きまして5番、データセンターに記録する個人情報は暗号化するとともに、新宿消費生活センター、受付センター以外からアクセスできない仕組みとなります。

6番ですが、本システムへの接続やシステムへのログイン動作は全て記録をとり、P I O N E Tに記録されることになってございます。

雑駁でございますが、説明は以上になります。

【会 長】セキュリティアドバイザーの意見はどうなっていますか。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。意見といたしましては、サイバー攻撃への防御力の増強、それから大規模災害、盗難による情報の消失、漏洩のリスクを勘案すると、今回のデータセンターに保存先を変更する対応については望ましいということです。ただし、データセンターの運用・管理を行う事業者はI SMS認証を取得しているレベルが高い事業者であるが、万が一事故が発生した場合の連絡体制の確認をしっかり行うことというご意見としていただいております。

担当課の回答でございますけれども、先程説明した三者で締結しました覚書において、事故

等が発生した場合の連絡、報告体制について明記するという回答をいただいております。以上です。

【会 長】相談者がデータセンターへの登録を嫌だと、拒否した場合はどのようにされますか。

【消費生活就労支援課長】まず、記録に残してほしくないといった場合には、記録に残さないことにしております。ただ、こちらに集められた相談の記録というのは、今、いろいろな詐欺、特殊詐欺ですとか、悪質商法の被害を防止するために役立ちますので、できるだけ情報の登録を、お願いしております。

また、個人情報につきましては、こちらのデータセンターに今、登録をしていませんので、個人情報については登録されませんよというようなことは、もし、嫌がる方がいらっしゃった場合にはご説明はしております。

【会 長】データセンターには、個人情報は全く載らないのですか。

【消費生活就労支援課長】現在の相談記録の保存方法は、平成21年度にご承認いただいた方法です。

【会 長】それは分かっています。変更後は全部データセンターに登録されるのですか。

【消費生活就労支援課長】変更後はデータセンターのほうに個人情報が入った形の記録を保存することになります。

【会 長】だから、今申し上げたように、個人情報をデータセンターへ登録されたくない人は拒否すればいいのだけれども、拒否しても相談に応じてくれるのですか。

【消費生活就労支援課長】匿名でのご相談、また個人情報を公開しない形のご相談にも乗るのですが、個人情報を教えていただけない場合は、事業者等のあつせんというのを私ども相談員はやっているのですけれども、そういったことがやはりできなくなりますので、相談への対応の限界はございます。

【会 長】個人情報を相談する相手にまでは言ってもいいのだけれども、それ以上使われたくないということを、例として考えて聞いているのです。「私が誰それです」は相談するときに構わないわけです。具体的にどういう被害だというのもいいのですが、問題は、それがどこかへ登録されることを断ったときのことなのです。それでも相談に乗ってくれますかという質問です。

【消費生活就労支援課長】今まで、登録されたくないという方はそもそも個人情報を私どもにおっしゃりません。

【会 長】現行は個人情報データセンターに載らないからいいですよ。そうでしょう。どこへ出されてもいいように処理してもらえばいいかなと思うのです。今後は、個人情報が登録されるわけですね。だからその個人情報を登録されたくないということでも、相談に応じてもらえますか。現在のことを聞いているのではなくて、変更後に相談に行ったときに、相談に乗ってもらえるのかという質問です。

【消費生活就労支援課長】変更後も相談での対応は変わりません。

現行でも消費生活センターの専用端末には個人情報が記録されたものを残しております。それがデータセンターのほうに場所が変わるといふことにはなりません。

【会 長】分かりました。ただ、現状でも、個人情報を保存しますよということは相談者に伝えないといけないのではないですか。今度はさらに、あなたのおっしゃった個人情報も全部入れてデータセンターというところへ登録されて、全国的にそれが利用されますよということ。

【消費生活就労支援課長】全国的には利用されません。資料28-1-2の変更後の図にも記載させていただいているのですが、変更後はデータセンターの中に新宿区の個人情報も入りますが、個人情報は受付センター以外アクセス不可となります。ほかの自治体の消費生活センターや国民生活センターで、新宿区の相談の中の個人情報を見ることは一切できません。利用はできないことになっております。

【会 長】よそが見られないのに、なぜデータセンターに個人情報が登録されるのですか。

【消費生活就労支援課長】個人情報を今回、データセンターに登録する理由といたしましては、台風などの大規模災害や、盗難等のリスクが減らせること、また、データセンターは物理的にもシステムの非常に強固なセキュリティが施されていることです。データセンターに人が立ち入りできないような施錠管理された構造になっており、セキュリティの強化が図られています。サイバー攻撃への防御力の強化等に繋がるということです。

【会 長】大体、これは消費生活のトラブルの相談でしょう。それなのに、何で災害と関連するのですか。

【消費生活就労支援課長】データが災害によって消去されてしまわないようにということです。

【会 長】だけど、大体そこへ保存しなければそういう問題も起こらないわけでしょう。今の説明は、大規模な災害が起こったときに、今までの新宿区の受付センターのデータが壊れるかもしれないからデータセンターに保存しますという説明ですよ、

【消費生活就労支援課長】そうです。

【会 長】個人情報を保存する必要がないのに、データセンターへわざわざ入れる必要はないのではないですかということです。なぜ個人情報をデータセンターに登録する必要があるのですか。

【消費生活就労支援課長】個人情報は相談を受ける上で必要になってくる情報ですので、収集いたします。これまでは必要で収集した個人情報を新宿消費生活センターにある端末に保存しておりました。しかし、この度、国民生活センターで、このシステムを利用している自治体は全てデータセンターのほうに個人情報も含めて保存してくださいということが決定されました。

【会 長】国の決定に従いますというだけのことを言っていますか。

【消費生活就労支援課長】そうです。

【会 長】だから理由を聞いているのですが、まず新宿区は現在、相談を受けた人の個人情報をその場だけで処理しないで、保存しているのは何に使っているのですか。

【消費生活就労支援課長】相談が、1回で終わるということもないことが多く、数年前に相談した内容に関しての相談など、当時の記録を見たときに、個人情報が載っていないと処理が難しい場合があります。

【会 長】分かりました。ほかにはどんなことに使っているのですか。

【消費生活就労支援課長】使っているのは、そのような相談の処理で必要になったときだけです。

【会 長】それしか使っていない。

【消費生活就労支援課長】はい。

【会 長】そうすると、今度も相談者との関係だけで個人情報が必要になることはあるかなということは分かりましたが、それを相談とは関係のないデータセンターに保存する理由というのはあるのですか。何が理由なのですか。

【消費生活就労支援課長】P I O-N E Tシステムを使うためには、このデータセンターに保存するしかなくなってしまいました。今の消費生活センターで保存している専用端末も、国民生活センターのものなのですが、国民生活センターが個人情報の保存先をデータセンターに統合しようとする中で、引き続きP I O-N E Tシステムを使用する場合、必ずデータセンターに登録する必要があるという現状がございます。

【会 長】P I O-N E Tは、いろいろな消費者生活のトラブルですとか、似たようなトラブルが全国で何件ぐらい起こっているかななどを、検索できるシステムでしょう。

【消費生活就労支援課長】はい。

【会 長】そういうことは分かるのですが、Aさんが来て相談に応じるときに、Aさんの個人情報、あなたの連絡先などの内容を聞いて、保存するまではいいのですが、そのデータセンターのデータを、Aさんだと言わなくても、データセンターのデータを利用することは可能ですよね。

【消費生活就労支援課長】区の職員全員が使えるわけではございません。

【会 長】データセンターに保存したデータをどうやって使うのですか。

【消費生活就労支援課長】新宿消費生活センターのIDを付与された職員のみが使うことができます。相談員はIDを持っていますので使えます。

【会 長】だから、データセンターのデータを見られるわけでしょう。

【消費生活就労支援課長】はい。

【会 長】Aさんが相談に来たときに、Aさんの名前を登録しないでも、データセンターの情報はその相談員は見られるわけでしょう。相談に応ずるためにデータが必要だとしても。

【消費生活就労支援課長】相談の検索につきましては、キーワードで検索することはできます。個人情報がなくても、特定はできるかどうか分かりませんが。

【会 長】相談に応じて、似たような、例えばヤマグチ商会というのが何かひどいことをやっている、変な物を売っているという情報が全国からデータセンターに集まっているとしますよね。Aさんという人が新宿区の関係で相談に来て、ヤマグチ商会というのがこういうことになっていて、ひどい目に遭っているのだが、何とか救済方法を教えてくださいなどの相談に対して、相談員は、そのヤマグチ商会というのはどんな事件なのか、どんなところでどれくらい発生しているのかなどのデータセンターのデータを引き出し、相談に応じるのだと思うのですよ。P I O - N E Tシステムはそういう制度だと思うのです。

【消費生活就労支援課長】そういうこともできます。

【会 長】私が言うのは、Aさんは別に個人情報をデータセンターに提供しなくても、相談だけ応じることは可能なのではないかと聞いています。Aさんとしては自分のデータをデータセンターに登録してほしくなければ断って良いのではないですか。断った人についてもデータセンターのデータを利用し、相談員は回答してくれるのではないですかという質問です。

【消費生活就労支援課長】もちろん、それはそうです。そういう場合はそうです。ただ、相談はそういったようなことだけではなくて、前に相談したものもございます。

【会 長】それは、個人情報の記録がデータセンターになくても相談できるのではないです

か。

【消費生活就労支援課長】記録なしでも相談できるものは、もちろんできます。

【会 長】何の記録でもいい。紙でもメモでも何でも、ある人の相談を記録しておけば、新宿区だけでよその県とかの人を対象にするわけではないのだから、それを見るかどうかという問題は別に、データセンターに登録してもらわなくてもいいのではないですかということなのです。

【消費生活就労支援課長】データセンターに登録をしたくないという方については、もちろんしていただかなくても、個人情報をお教えいただかなくてもできる相談には対応いたします。

ただ、事業者とのやりとりをするということになりますと、事業者からその消費者のお名前を聞いてきます。どの契約かを特定する必要があるがございますので、個人情報がどうしても必要になってまいります。

【会 長】それは分かっています。そのことはいいのですが、問題はデータセンターに個人情報を登録するかどうかだけです。私の聞いていることは、それだけです。

記録したくないという方がいらっしゃった場合に。きちんと相談に乗ってくれますかということ、聞いているのです。登録してほしくないと言った人には、ではデータセンターからの情報はとれません、お帰りくださいと言うのですかと聞いているわけです。

【消費生活就労支援課長】いや、そんなことはないです。可能なものについては、対応はいたします。

【会 長】相談するときには必ずあなたの個人情報をデータセンターに登録する方法としない方法があるのですけれども、どちらを選択されますかと言って聞いてもらわないといけないというのが私の考えです。勝手に登録してはいけないということを言いたいわけです。

【消費生活就労支援課長】今もそうなのですが、差し支えなければお名前をお教えくださいという形で、無理にということはありません。

【会 長】教えてくださいではないのです。それをよそに提供するかどうかです。新宿区の職員が、個人情報を聞くというのは相談の内容によって必要だというのは分かっています。個人情報を本人が言うのはいいのですけれども、それを聞いた相談員が国のデータベース、データセンターに個人情報を登録するというのを勝手にしてはいけないのではないですかと聞いているわけです。

【区政情報課長】変更後の28-1-2の図になりますが、基本的な誤解がないよう申し上げますと、データセンター自体は国民生活センターが所管するところとなりますが、登録データ

ベースについては、新宿区のデータセンターという位置づけ、物理的に新宿区の外にあるものですが、一応、新宿区のデータセンターの中にある新宿区用のデータベースというふうにご認識をいただきたいと思っております。従いまして、当該事案は、外部提供ではなく、外部結合になる案件でございます。また、会長がおっしゃるように利用の仕方ですとか、どのように分析に使うのか、記録の仕方についても、ご相談に応じる前に本来ご説明をすべきことだと思います。その辺のアナウンスの仕方については、担当課と考えていきたいと思っております。

【会長】これは重要なことですよ。あなたの個人情報をどのように利用します、利用する方法・範囲を限定し、こういうことで個人情報を出してくださいというのが個人情報を収集するときの原則ではないですか。それなのに、何に使われるか分からないまま情報をとっておいて、個人情報を聞いておいて、知らない間にそれがどこかよそのところ、全国的なデータセンターに登録されている、本人が知らないうちにそういうことをされているというのは。収集の問題でもあります。

【区政情報課長】その辺のご説明についてはしっかりやっていくようにしてまいります。

【会長】きちんとそれは本人の承諾をとった同意が必要です。インターネットなどでも、全部同意するとクリックさせられます。それは、聞いたか聞かないか分からないうちに、データがよその大きなシステムの中に登録されているというのは、許されないことではないですか。

私ばかり発言して済みません。何か他に、ご意見かご質問がありましたら。

三雲委員。

【三雲委員】伺いたいのは、個人情報は受付センター以外アクセス不可ということなのですが、現実的には国民生活センターなり、あるいはデータセンターを管理している会社なりがマスターキーというか監視権限を持っていて、物理的にはアクセスができるのではないかと思うのですが、そこは技術的に制御されているのですか。

【消費生活就労支援課長】覚書の中で、事故があったときには対応しなくてはならないということが明記されており、こちらに報告いただくこととなります。通常の状態ではアクセスできないように、もちろん制御されているのですけれども、データセンターを管理するセコムトラストシステムズがアクセスできるようにするという事は、技術的にはできる、できないで言えばできるということにはなります。

【三雲委員】そうすると、この管理者権限を使えば全国にある消費者生活センターから寄せられてきた全ての個人情報がここに集まっているわけで、その全てにアクセスすることが可能になってくるわけですね。大抵、個人情報が流出する場面というのは、技術的な欠陥や、ルー

ルに穴があるとかではなく、従業員などの図利・加害目的により、権限を使って情報を抜き取ってそれを拡散するということがなされること多いわけなのです。データセンターの個人情報、本当に非常に重要なものですよね。各自治体の中であれば、こういった情報が欲しい人たちはそれぞれの自治体に侵入して、多大な労力を払ってこれを奪うわけですが、今回のこのケースになると全国一律のリストが一遍に手に入る非常に魅力的なデータベースになってしまうわけなのです。こういう仕組みをつくることについて、区としては特に構わないというような見解なのでしょうか。

【消費生活就労支援課長】 区としては、これまで、現在、国民生活センターからいただいている専用端末のほうに保存する方法を選んできたというところからお分かりいただけると思うのですが、できるだけデータベースではなくて専用端末のほうにということ考えております。

ただ、今回、P I O - N E T というシステムを継続利用するには、このデータセンターに個人情報の外部結合をしなければならないということが示され、区といたしましてもセキュリティ対策は大丈夫なのかということで検討いたしました。データセンターのセキュリティの確認をした上で、このP I O - N E T システムを継続して使うことのメリットというものももちろんございますので、こちらのデータセンターに保存先を変更するという選択をしたいと考えています。

【三雲委員】 おっしゃったように、区のほうでは今まで自分のところで管理をしていて、データセンターに置かないという選択をしてきた。その考え方は恐らく先程申し上げたようなことだと思うのです。そうした中でP I O - N E T の方針が変わったと言われているのは、やはり自治体として自分たちの区域にいる住民、区民の個人情報を守るという視点から見たときに、リスクが原理的につきまとうわけだから、きちんと議論をしなければいけないはずだと思うのです。ほかの自治体も恐らく同様のことを考えているのではないかと思うのですが、その点、この間の動きというものはあったのでしょうか。

【生活就労支援課長】 新宿区も含め、いくつかの自治体において、自分のところの専用端末に保存しているということがございます。国民生活センターから聞いている情報によりますと、ほかの区におきましても、個人情報審議会に諮った上でデータセンターのほうに移行する方針という動きであることを聞いております。

【会 長】 私が先程言ったように、本人に利用方法、こういうところに登録しますよということを書いて同意書をとるという方法ではだめなのですか。どうですか。同意をとらないのですか。相談、面談するのでしょうか。電話ではないのでしょうか。

【消費生活就労支援課長】電話の場合もございます。来所の場合と両方ございます。

【会 長】電話でも聞き取ったのものを、データセンターに登録するのですね。

【消費生活就労支援課長】そうですね。

【会 長】では、書面というわけにはいかないですよ。

【消費生活就労支援課長】はい。

【区政情報課長】会長の同意というのは、きちんと説明をした上で、ご納得いただいたという上でのご了承ではいけないのでしょうか。書面で必ずとるという方法が難しい場合も想定されます。

【会 長】先程、言ったように今時は、インターネットでも何回か同意しないと進まない手続があるではないですか。何か考えないと、まずいのではないですか。どうしても、電話でも登録したくないという方でしたら、電話で応じたっていいわけでしょう。電話の人は、登録しないのだから、同意書は要らないわけです、

【消費生活就労支援課長】登録しない場合は、もちろん聞かないでも相談に応じます。

【会 長】だから電話の人はもう、このデータセンターには登録しない。

【消費生活就労支援課長】登録しないことが、相談者の不利益になることもございます。

【会 長】だからそう言って説得して、ご本人が同意すればいいではないですか。区役所出張所へ来て、同意書に判を押してくださいと言えばいいだけではないですか。

【消費生活就労支援課長】相談を電話でされる方は、ご来庁が難しい方、障害者の方ですとか高齢者の方が多いので。足を向けていただくというのは現実的ではないということもございます。

【会 長】同意をとらないでやるということは、私は反対しています。できないのだったら、継続にできませんかね。

【区政情報課長】会長、次回の審議会開催が1月なのですが、こちらのほうで例えば先程言った、入力をしなくてもどこまで相談ができるのかということのをもう少し整理し、電話の場合はどうするかとか、同意の仕方もどうするかということ、もう一度整理をした上で、次回に諮問をかけさせていただきたいと思います。

【会 長】どのように審議するかはお任せします。本事案については、今日は継続審議ということとします。

【区政情報課長】そのようにさせていただきます。

【会 長】次に資料29、「ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る外部結合の追加等につ

いて」であります。ご説明ください。

【税務課長】 よろしく願いいたします。

資料の確認です。資料29、これが7ページあります。それに資料29-1、資料29-2、資料29-3、参考29-1、以上でございます。よろしいでしょうか。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度に係る外部結合の追加等について」であります。諮問としましては、外部電子計算機との結合、それから報告いたしまして業務委託の2件となります。

まず、事業の概要です。2ページをご覧ください。現在、ふるさと納税については寄付をした方が申告特例の求めをする場合には、その寄付を受けた地方公共団体が、その寄付をした方の住所地の市区町村の税務当局に、申告特例通知書を送付することとなっています。それによって、寄附控除が受けられるという仕組みになっています。これは現行、紙で行っているところです。

この内容については、恐れ入ります資料29-1をご覧ください。上の段が現行です。左、ふるさと納税をした寄附の方が申し出をしますと、寄附を受けた自治体、新宿区としますと、新宿区はその寄附をした方がお住まいの市区町村、ふるさと納税者住所地団体（他市区町村）に申告特例通知書を紙で郵送しているのが現状です。

今回、外部結合として諮問いたしますのは、変更後、令和2年1月以降となりますが、データを電子的に送ることが可能になるということでございます。これは、eLTAXという地方税ポータルシステム、これを介しまして送信することになります。詳しくは次の資料29-2をご覧ください。一番上に新宿区がありまして、大きな流れとしましてLGWAN専用回線を使いまして、ASP事業者に一旦データを置きまして、そこから地方税共同機構が持っているシステムに登録をしまして、そこから相手先の市区町村にデータが送られるという仕組みになっています。

この仕組み自体は、既に新宿区が課税する場合、他の市区町村に寄附した新宿区民の方に課税する場合に、他の市区町村から新宿区にその申告特例以外の税務資料が送られる仕組みがありまして、それは既に当審議会にお諮りして運用しているところでございます。そのシステムを利用し、逆に新宿区が寄附を受けた場合の流れを、今回追加するというところでございます。

具体的には、新宿区の中を見ていただきますと、①の「特例申請書受理課の端末」、これは寄附を受ける新宿区の場合ですと、保有課は総務課、地域コミュニティ課、文化観光課、生涯学習スポーツ課、障害福祉課、高齢者福祉課、子ども家庭課、みどり公園課、住宅課、教育調整

課など、それぞれの分野ごとの目的に応じて寄附を受ける窓口となります。そういったところで寄付を受けたものにつきまして、特例通知データを、寄附を受けた各保有課が作成し、それを税務課の端末、審査クライアントに登録しまして、他自治体に送るという仕組みになっています。

既に活用しているL G W A Nを使ったe L T A Xの流れを利用して送信するという、外部結合としての諮問となるものでございます。結合する理由は、今まで紙で行っていたところを電子的に行うことで、事務の効率化を図るとともに、こういったことを全国的な自治体でやりとりをするということです。総務省からもこういったものを活用するよという技術的助言もあったことを踏まえ、新宿区としても対応したいということでございます。

続きまして4ページのほうは、業務委託の内容追加ということでございます。既にこの仕組みについては、先程A S P事業者への委託先として地方税共同機構に登録している審査システム運営事業者、プライバシーマーク等の認証を取得している事業者を介して地方税共同機構のサーバーにつなげるというようなことになり、そこに委託をするわけです。既に委託をしている内容に加えまして、先程の寄附を受けた保有課からの情報も、そこを介して送るということで追加ということになります。

それから、この申請特例の中で扱う情報項目です。資料29-3をご覧ください。1から22のデータについて、個人情報を含む情報を相手方の市区町村に、このe L T A Xの仕組みを通じてお送りすることになります。

それから、参考資料29-1は、寄附をされる方へのご案内ということで参考としてつけているところでございますので、ご覧いただければと思います。

雑駁ですけれども、以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【会 長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

三雲委員。

【三雲委員】今回、このL G W A Nを介して、e L T A Xを介して送られる情報については、資料29-3に記載されていますが、この納税者の個人情報は、この項番で言うと何番から何番を指すのでしょうか。

【税務課長】まず、13番「住所」、14番「フリガナ」、15番「氏名」、16番「個人番号」、17番「性別」、18番「生年月日」、19番「電話番号」、20番「合計寄附金額」ということになります。

【三雲委員】これは現在、紙ベースでやりとりされているものと、何か違いはありますか。

【税務課長】内容については紙と同じものとなります。

今まで法律上、紙でなければならなかったものを、法改正によって、この地方税共同機構のシステムを通じて電子的にやりとりすることができるということになったということでございます。

【三雲委員】そうすると、これは結合ということなので、LGWANとかeLTAXという仕組みを信頼するかどうかという話になってくると思うのです。これまで区として、そういったものに関して事故等は認知されているのでしょうか。

【税務課長】これまで、事故等は認知していないと思います。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは国で決めた制度、これは諮問事項ですので、承認ということでもよろしゅうございますか。

では、承認ということで終了させていただきます。ご苦労さまでした。

長時間ご審議いただき恐縮ですけれども、最後に、事務局のほうから何か連絡事項はありますか。

【区政情報課長】長時間にわたりありがとうございました。ここで、ご報告がございます。民生委員児童委員協議会からのご選出ということでお願いしてございました多田委員は、本日の審議会をもって、任期の関係でご退任ということになりました。多田委員におかれましては、長年にわたりましてご協力いただきまして本当にありがとうございます。

一言、ご挨拶いただければと思います。

【多田委員】申し訳ありません、12月1日が民生委員の改選日になるものですから、今日で審議会委員を退任させていただきます。民生委員はかなり個人情報を提供していただいています。覚えたお話を聞いて、また身を引き締めるように後輩に伝えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【区政情報課長】次回の審議会でございますが、来年1月16日木曜日の午後2時からということで、場所は同じ第3委員会室でございます。よろしく願いいたします。以上です。

【会 長】本当に、本日は長時間となり申し訳ありませんでした。

【区政情報課長】申し訳ありませんでした。

【会 長】司会も悪かったかなと反省しておりますが、どうもご協力いただきまして、ありがとうございました。

午後5時12分閉会